

令和5年加美町議会第4回定例会会議録第1号

令和5年12月6日（水曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	伊藤一衛君
地球温暖化対策室長	早坂卓君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君

森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	川熊裕二君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課課長補佐	内出泰照君
教育長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
生涯学習課長	浅野仁君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
代表監査委員	田中正志君

事務局職員出席者

事務局長	猪股良幸君
参事兼次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	今野寿弥君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時02分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたのでご覧いただきたいと思っております。

ここで代表監査委員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。代表監査委員。

○代表監査委員（田中正志君） ただいまご紹介いただきました田中です。

限られた財源をより経済的、効率的かつ効果的に執行することで最大の成果を生み出すよう、町民の視点に立った監査を実施してまいりたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番一條 寛君、13番伊藤信行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月11日までの6日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、12月11日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） 改めまして、おはようございます。

通告しました3案件について、順を追って質問したいと思います。

1点目、第8期介護保険事業計画の進捗状況について。

平成12年の介護保険法施行と同時に介護保険事業がスタートして24年、1期3年を計画期間とした同計画は第8期（令和3年度から5年度）まで進みましたが、制度開始以来幾度となく改正が行われ、定着しないまま現在に至っております。

次期計画を目前にしてコロナ真ただ中でスタートした第8期介護保険事業計画の進捗状況等についてお伺いします。

①現計画のスタート時から直近までの主要な介護サービスの利用者と給付費等の計画に対する実績・進捗状況、さらには介護保険料の徴収状況等についてお伺いします。

②主な介護保険事業の実施状況と成果は何か。あわせて、要支援・要介護認定数の状況、高齢者に占める割合等についてお伺いします。

③計画期間残り3か月余り、前期計画からの課題は解決されたのか。また、想定される新たな課題は何か。

④国は次期計画（第9期）において、「所得の高い65歳以上の介護保険料引上げ等を検討する」としてありますが、改正の概要と保険者としての対応等について。

以上、4点について、町長の見解をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 合わせて4つのご質問をいただきましてありがとうございます。それでは、順次答弁させていただきたいと思います。

まず、現計画開始時から直近までの主要な介護サービスの利用者と給付費等の計画に対する実績・進捗状況、介護保険料の徴収状況について、まずお答えさせていただきます。

初めに、主要な介護サービスの実績等についてご説明いたします。

直近2か年の実績については、新型コロナウイルス感染症と密接に関係しております。令和3年度は感染症対策により各施設等の休業等が相次いだ影響から、在宅サービスの利用者、給付費が増加しました。続く令和4年度は感染症対策の手法等が確立され、デイサービス等への利用者が戻ったことにより施設サービスの給付費が増加しました。

計画値に対する給付費の実績ですが、在宅サービスが令和3年度で98.8%、施設サービスは

令和4年度で99.9%と非常に高い実績率となっております。

次に、介護保険料の徴収状況については、被保険者数の減少に伴い、令和4年度は5億9,900万円まで減少していますが、収納率は99.7%と高い値となっております。

次に、主な介護保険事業の実施状況と成果、要支援・要介護認定数の状況、高齢者に占める割合等についてお答えさせていただきます。

第8期計画の前半は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所や各地域において介護予防等に向けた各種事業・講座等の多くが休止・中止され、集まることを控え、訪問活動にとどまるなど制限を受ける形となりました。5類移行後は、感染症対策は継続しながらも、以前のような制限を受けない形で各種事業等が再開され、本来の要支援・要介護状態防止へ向けた活動が可能となってきております。

要支援・要介護認定施設については、令和3年度まで増加傾向でしたが、令和4年度には減少に転じております。具体的な人数としては、令和4年度で1,674人、高齢者に占める割合は20%であり、高齢者の5人に1人が要介護認定、もしくは要支援認定を受けているといった状況でございます。

3番目、現計画期間が残り3か月余り、前計画からの課題は解決されたのか。また、想定される新たな課題は何かについてお答えします。

第8期計画では、高齢者の介護予防等に取り組むとともに、介護保険サービスの安定した供給体制の確保等に努め、介護を必要とする人に必要な介護サービスを提供するという介護保険運営の一番の目的は、おおむね達成できたと考えております。

一方で、独り暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯が増加しており、日常生活に不安を抱えている高齢者が多いと感じております。

健全な在宅生活の継続には、介護保険サービスなどの生活支援は不可欠であり、しかしながら、多様化・複雑化する高齢者の課題に対して、行政や制度だけでは対応困難となるケースも目立ってきているのが現状と認識しております。関係機関はもとより、町民の皆様のお力をお借りしながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

最後の質問になります。国は次期計画において、「所得の高い65歳以上の介護保険料引上げ等を検討する」としてありますが、改正の概要と保険者としての対応等についてのご質問に対してお答えします。

今般、国では低所得者の保険料上昇を抑制することを目的に、標準段階を9段階から13段階に変更する案を検討しております。

具体的に、最も高い所得区分、ちなみに合計所得が410万円以上のことでございますけれども、の9段階目を新たに4段階設けて13段階とし、高所得者を対象に保険料を引き上げ、反対に低所得者の保険料は引き下げ、支払い能力に応じた負担の仕組みを強化するものでございます。

加美町においても、所得の大小にかかわらず、誰もが介護サービスを受けられるようにするため、国の指針に沿って保険料の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町長から状況等についてお話がありましたけれども、令和3年度、4年度の事業者に対する給付実績、これはコロナの影響で一部利用手控えの介護サービスが見受けられたものの、在宅98.8%、それから施設サービス99.9%、2か年ともおおむね計画どおり執行されたことに正直安堵したところでありますし、介護保険料についてはほぼ100%近い収納率になっているということでございます。

このような状況下で介護サービスを利用した高齢者の実数と占める割合、また、今度ほかの自治体と比較した場合にどうなのか、またその主たる要因は何か、把握していただけますらお答え願います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました、令和4年度に介護サービスを実際に利用した高齢者の数ということでございますが、1,701名となります。この数字は住宅改修や福祉用具のレンタルなどを利用した方は除かれている数字となります。また、第1号被保険者数が8,434人でありますので、その占める割合ということで20.2%ということになります。

続きまして、他自治体との比較ということでございますが、この第1号被保険者に占める介護サービスの利用者の割合につきましては、大崎管内では一番高い数字となっております。その要因としましては、高齢化率が高いこと、特に介護サービスの利用者の割合が大きくなります75歳以上の高齢者の割合が大崎管内では最も高いということが要因の一つに考えられます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私、この給付費をちょっと調べたんですけどもね、計画に対して給付費の残額が2か年で約7,000万円、この金額は翌年度への繰越しとか、あるいは基金に積み立

てられたと思いますが、介護保険料を一定期間納め続けて介護サービスを利用しない被保険者に、努力と感謝の意味を込めて何らかの形で褒賞してはどうか、これ提案したいと思うんですが、町長の考え、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

もちろんこれから高齢化がますます進んでいくと予想される加美町におきましても、介護事業というものを継続的に続けていくといったようなサービス、これは怠りなくやっていかなければならないといった思いは議員と同じでございます。その一方で、いわゆる介護保険を支払って、そのサービスを受けない方に対する何か見返りはといいますと、以前、私の記憶、今の突発的なご質問ですからあれですけれども、例えば健康保険でもあったようなことというような意味合いかと思えます。

本来であれば、私は予防介護ということを生懸命やっていきたいとも思っておりますので、そういうようなインセンティブにひとつなるのであれば、今後検討の課題になってくるかなというふうに、今この時点では答弁させていただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ほかの自治体の状況はどうなんでしょうか、保健福祉課長。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

他自治体の事例を調べてみますと、なかなか介護保険の財源的に、そのようにインセンティブで求めているというところはございません。

今、加美町の現状としましては、保険料の財源内訳としまして、なかなかサービスを利用しなかった方を絞って、その方に何か記念品をということでございますが、なかなか財源的にも厳しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 分かりました。

次の質問に行きたいと思えます。

最近ですね、フレイルの予防が重要な課題となっております。平均寿命と介護状態に陥らない健康寿命との差が拡大する中で、加齢に伴って心身の機能が低下することを意味するもので、慢性的な病気や口腔機能の低下、低栄養といった要因が介護の一步手前のフレイルを加速させ

介護が必要となると言われております。私も3月定例会で取り上げましたが、平均寿命から健康寿命を差し引いた期間が不健康期間と言われております。本町は男女とも県下では不健康期間が長く上位にあり、県平均を上回っております。

令和元年の国民健康・栄養調査では、80歳以上の4割弱、4割弱ですね、性格には36.7%が低栄養傾向にあると指摘しており、これらが死亡率上昇等の原因になるとと言われておりますし、フレイルの進行を止めるためには食事の予防が鍵を握っているというふうに分析しております。

本町において要支援・要介護者を増やさないフレイル現象対策としてどのような取組を行っているか、また、その成果は出ているのかお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

加美町の現状につきましては、介護予防に関する事業としまして、介護予防元気応援講座を実施しております。ミニデイサービスをはじめ、各種団体からの申請によりまして、運動やリハビリの専門講師の派遣や筋力アップ教室、健康づくり運動サポーターや健康予防を支援する人材の育成支援など、さまざまな取組を現在行っております。

しかしながら、加美町の介護保険の認定状況を見ても、県や国と比較しますと要介護2以上の認定者数の割合が多く、筋骨格系疾患やがんなどの生活予防習慣に起因するものが割合が大きく、壮年期からの取組が必要となっております。

現在、高齢者の介護保険・介護予防の一体的実施に向けて、様々なデータを活用しまして、地域課題を分析しまして、早期にフレイルリスクの高い高齢者に対してのより具体的な取組の方向性につきまして、令和6年4月の事業開始に向けまして、関係者間で検討を進めているところでございます。

今後ますます高齢化が進むことが予測されますので、引き続き介護予防に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 先ほど町長のほうから介護保険事業の課題について答弁ありましたけれども、解決のために懸命に取り組んでいる姿勢は評価しますが、第7期計画の課題6項目、それから今期計画の課題5項目、これいずれも文言の一部修正程度で先送りの感が否めません。それだけ容易に解決できない難しさがあることは私なりに理解はしております。その中で気になることが1点、福祉人材確保についてでありますけれども、保険者である町が喫緊の課題と

して取り組まなければ、幾ら立派な計画も絵に描いた餅同然となるのではないかと大変危惧しております。この問題につきましては次の項目で質問したいと思います。

次に、来年4月から、どこの自治体も国の改正に準じて介護保険料引上げ等が計画に反映されると思いますが、本町の介護保険料は標準月額で6,300円、前期計画から6年間据え置かれてきました。しかしながら、県内では高いほうから7番目にランクされており、年金が唯一の収入である65歳以上の高齢者にとっては保険料がどのくらい上がるのか、あわせて、介護報酬の改定も予定されており、サービス利用者にとってはさらに負担が増えるのではないかと心配されるところであります。現在、計画策定の作業中でもありますし、これ以上の議論は差し控えますが、高齢者に十分配慮した計画となるよう期待を込めまして、次の質問に行きたいと思えます。

2点目、高齢者施設等の現状と支援策について。

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症や燃料費・物価高騰、介護人材不足等により、老人ホームなど高齢者施設等は、制度開始以来、極めて厳しい経営環境に立たされております。全国的に多くの介護事業所の倒産が聞かれる中、介護難民を出さないためにも、町の取組等についてお伺いします。

①コロナ禍の2年余り、保険者である町と開業事業者はどのように関わり、連携を図ってきたか。

②町は2か年にわたり、電気料金高騰などに苦しむ社会福祉サービス事業者に対し金銭的支援を実施してきましたが、依然として厳しい状況にあります。継続して介護事業を展開していくために、さらなる支援策が必要と思われませんが、町長の見解をお伺いします。

③多くの事業所、特に高齢者施設で介護に従事する人材が不足しており、問題は深刻化しております。人材確保のため、事業所単独での取組には既に限界があり、今後、喫緊の課題として保険者、これ町ですが、なすべき方策は何か、町長にお伺いします。

以上3点、答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

今、ご質問いただきました3点に対しましてお答えさせていただきます。

まず、コロナ禍の2年余り保険者である町と介護事業所はどのように関わり、連携を図ってきたかに関して答弁させていただきます。

介護サービス事業所の経営については、新型コロナウイルス感染症への対策費用に加え、物

価高騰、介護現場における人手不足など、近年まれに見る厳しい環境下にあると認識しております。

町と各事業所の関わりに関しましては、感染拡大に伴い、感染対策用品が品薄となった令和2年度において、各事業所にマスクを配布し、感染対策の徹底呼びかけを行いました。また、昨年度は感染症対策協力金として最大30万円、休業再開支援金として最大100万円を交付しております。

2番目の質問、町は2か年にわたり電気料金高騰などに苦しむ社会福祉サービス事業者に対して云々ということに対しましてお答えさせていただきます。

エネルギー価格の高騰に対する補助金としまして、昨年度から各事業所に対して最大100万円を交付し支援しております。

物価高騰はいまだに終わりが見えず、依然として厳しい状況にあると認識しております。現在、国において、介護報酬の改定や介護職員の賃金の引上げに向けた検討がなされております。国の動向を注視しながら、介護事業者の安定的な経営継続に向けた効果的な支援策を町としても検討してまいりたいと考えております。

付け加えさせていただきますと、新たな支援策の詳細につきましては、明日予定されております全員協議会において説明させていただきますが、町内の社会福祉サービス事業者に対して物価高騰対策の支援を行いたいと考えております。

3番目のご質問に関しまして、高齢者施設等で従事する人材が不足しており、深刻な問題になっているのではないかとといったこと等に関しましてお答えさせていただきます。

人口減少に伴いまして、人手不足や、今や社会問題化しているわけなんですけれども、介護現場における人手不足はさらに顕著であると理解しております。町で実施したアンケート調査においても、人材確保の状況について、不足、またはやや不足と答えている業者さんは50%にも上るといったようなことになっておる事態でございます。

介護現場での人材確保等に向けて、国では介護報酬の見直しに着手し、県では就労環境改善等に取り組む介護事業者に対する認証制度の創設や、外国人介護人材の受入れ支援を展開しております。

国や県の施策と連携するとともに、他自治体の事例を研究し、町としてできる支援を検討してまいりたいと考えております。

蛇足ながら付け加えさせていただきますと、3番目のことというのは本当にいろいろな角度から考えていかなきゃいけないことと私も認識しております。議員の介護難民を出さないよう

にはどうしたらいいかという大きな目標は共感、共通かと思っておりますので、その分、付け加えさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） この2か年にわたる社会福祉サービス事業者への支援策ですけれども、町内の老人ホームなどの管理者からですね、燃料費高騰やコロナ対策等で出費が大変かさんだというお話を聞いておりますし、本当に助かったというお話でした。また、こういった加美町の支援策というのは、ほかの自治体ではないという話も聞いております。まさに今回の支援はタイムリーで、介護事業者にとっては大変力強いものがあったのではないかと私なりに思っております。

施設のコスト増というのは、制度上、利用料に転嫁できず持ち出しが増える一方だとも聞いておりますし、現在も物価高や光熱水費の高騰で厳しい経営環境に立たされていることは事実であります。

11月11日付河北新報に、大きな見出しで、特養老健初の赤字、令和4年度物価高で利益率悪化と報じられていました。事業所の閉鎖・縮小によって、ただいま町長からのお話もありましたとおり、介護難民を出すことだけは絶対に避けなければなりません。石山町長が大きな柱と位置づける高齢者及び弱者の方々への福祉政策の充実、これらを実効性のあるものとするためにも、さらには安心して介護サービスが受けられるためにも、介護事業が存続できるよう、切れ目のない支援策、先ほど補正を追加で提案するというものでありましたけれども、ぜひ切れ目のない支援策をお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

それからですね、以前から介護職員が不足して何とかやりくりをしているという話を聞いておりますが、今回、特養みやざき、やくらいサンホームの施設長に状況を伺ったところ、やっぱり両施設とも募集してもなかなか集まらないと。かつてないほど状況は深刻化しているということでした。特養みやざきなんかでは、急場をしのぐために人材派遣会社や紹介手数料を支払って職員を雇用していると。下山施設長は、これは1事業所の問題ではなく、困るのは高齢者、施設を閉めるわけにはいかないし、保険者として積極的に人材確保に取り組んでほしいという要望も受けてまいりました。さらに新たな問題として、コロナの影響等で、どこの施設も入所希望者が減っているという話であります。経営的にも大変事な時代になってきたと、こういう話を承ってきました。

そこでお聞きしますが、町内の3つの老人ホームの入所希望者等の状況はどうなっているのか、調べていましたら説明願います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

町内の特養施設についてですが、利用者の確保に苦労しているという声を聞くようになってございます。実際に町内の特養施設における入所待機者の平均待機時間、これは県の調査によりますけれども、各施設とも一様に短くなっておりまして、施設単位では入所希望者が少なくなっている傾向がうかがえます。

この要因につきましては、本町の特養の利用者は増加傾向にあるわけですが、宮城県内で特養施設の建設整備が続いておりまして、ここ6年間で定員数の20%も増えているという状況が考えられます。実際に町外の施設に入居されている方が増えているという状況でありまして、独り暮らしの高齢者の方が増えている中で、在宅生活が難しくなった高齢者の方が、町外にお住まいになっている子どもさんの近くの施設に入所をされるというケースも出てきております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、実態をお聞きしたんですけれども、以前と比較して入所申込者が大幅に減っている実態が数にも表れておりますが、介護が必要になったときに果たしてサービスが受けられるか、私も結構相談されることがあります。

令和3年度、4年度に、地域包括支援センターで本町と色麻町の介護施設職員を対象にアンケートを実施しておりますが、アンケートの目的、内容、結果分析、さらに今後どう生かしていくか、簡単に説明してください。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

アンケートについてですけれども、介護職員の不足が深刻な社会問題となっていることから、加美郡内の高齢者施設や在宅介護サービス事業所における職員の充足状況や、職員が感じている現状を把握することを目的に、加美郡在宅医療介護連携推進事業において実施しております。高齢者施設、在宅サービス事業所とともに、管理職員と介護職員を対象とし、介護人材の充足度やその影響、介護職の離職について、それぞれ事業所内での取組などについて回答していただきました。

介護職員の充足度については、不足している、現在は不足していないが時々不足するという回答が9割以上でありました。それにより利用者の受入れ制限や利用者へのケアに影響が出て

いるという現状でございました。また、離職については、離職を考えたことがあると考えた人が7割を超えており、介護保険報酬単価アップや介護職員の賃金についての改正についての意見が多くありました。管理者が職員の相談や話を聞き、休暇等希望に沿うようにするなど、働き方への配慮が離職防止につながっていると思われました。この結果については、在宅医療介護連携協議会内で報告し情報共有しております。

2年にわたりアンケート調査を実施してきましたが、人材不足は介護の質の低下に影響を及ぼすことから、介護サービス事業所の職員とのワーキングの場を設けるなど、さらに詳しく聞き取りを行って取り組むべき課題を明確にしていくことが必要と思われまますので、今後事業の中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私もアンケートをちょっと一部見させていただきましたけれども、この介護離職が社会問題化している中で、先ほど川熊所長のほうから説明があったとおり、離職を考えたことがあると答えた介護職員が7割を超えていると。この結果には大変驚いたわけですが、家事と介護と仕事を両立させる難しさ、それから介護職員の健康問題等々、様々な理由を抱えながら懸命に働いている職員の皆さんには、仕事とはいえ本当に頭の下がる思いでいっぱいであります。この場を借りて感謝申し上げたいと思います。

先ほど課題として取り上げた福祉人材確保、繰り返しになりますけれども、まさに待ったなしの喫緊の課題であります。ハローワークの求人状況聞いても売手市場で、介護職を希望している人はほとんどいないということでした。事業者あつての保険者であります。常態化、慢性化している人材不足を解消するためには外国人を雇用する方策しかないのではないかと。町長、どう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私も答弁の中で外国人介護人材の受入れ等に関する言葉を使わせていただきました。現実対応として考えていかなきゃいけないところになるのかというふうにも、まずは私の意識の中で思っているところでございます。

ただ、そうなりますと、受入れ体制というものも、例えば行政として、町として、または町民の皆様にも少しずつ取っていってもらわなきゃいけないと。どこの国かということは別としても、今まで加美町、現実的に外国人の方、今も登録されている方250名くらい、ちょっと正確な数字は町民課に聞かなきゃ分かりませんが、それぐらいいるといったようなことで

ございます。これからは介護に関わる人材だけではなく、様々な産業面におきましても、例えば農業の面におきましても人手不足ということがますます深刻化してくるということになってきたときに、やはり頼れるところという、ひとつ外国人労働者の方々といったようなことになってくるかというふうに思ったときに、そういう方々を受け入れる体制というものも、しっかりと同時につくっていかないといけないのかなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） これ市町村の介護保険を事業支援する県の支援計画があります。これみやぎ高齢者元気プランの介護人材確保対策緊急アクションプランでは、外国人の技能実習生、これはベトナム、インドネシア人が県内で活躍できるように様々な支援が行われているということは多分承知のことと思いますけれども、県の長寿社会政策課でも危機感を持って取り組んでいるということでもあります。事業所数を把握してないということではありますが、現在500人ほど、このうち250人が技能実習生ということで県内の介護現場で働いており、両国とは担い手確保のための覚書も結んでいるということでもあります。

社会的使命を持った介護事業者が、将来とも安心して事業が継続できるよう、ここは保険者である町と県が連携を強化して事業所を全面的にバックアップすべきではないか。再度町長の考え、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今のご意見を賜り、まさに検討する課題に値するというふうに感じておりますので、いろいろと県からも情報を取りながら、連携を取りながら検討させていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） まずですね、現場は大変悲鳴を上げておりますので、早急に対策に取り組まれるよう私からもお願いしたいと思います。

3点目、令和6年度予算編成について。実質的に石山町政が本格始動する新年度予算編成の基本的考え方についてお伺いします。

①コロナ前の日常生活を取り戻すため、優先すべきは経済対策と思いますが、現状をどう認識され、取り組むべき具体的な政策は何か。

②「多くの町民の声を聞き、政策立案に反映する」との石山町長の基本姿勢ではありますが、町内3地区9か所での町政懇談会を終え、要望・意見等をどう受け止め総括し、新年度以降の予算に盛り込む考えかお伺いします。

③住民満足度100%、日本一の加美町をつくと力強く宣言しましたが、満足度達成のための主要施策は何か。また、達成時期と満足度を測る物差し・手法をどのように考えているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 3点のご質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

コロナ禍前の日常生活を取り戻すため、優先すべきは経済対策と思うが、現状をどう認識され取り組むべきか、具体的な政策は何かということについて、次年度の予算編成に向けてどういう方針かということのお問合せかと思います。お答えさせていただきます。

令和6年度当初予算編成が始動しまして、来週から庁舎内におきましても財政担当のヒアリングが始まるといったようなのが今の状況でございます。予算を組む作業が本格化していく中におきまして、今回の町政懇談会におきましても様々なご意見をいただいております。まさに今、予算編成に向けて企画財政課と調整を図っているというのが、まず大局的な大きな状況であるといったことからお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の質問、先ほどの質問になりますけれども、現在、国際的な原材料の上昇、また円安などが相まりまして、物価高から国民生活を守るため、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税、住民税の減税なども国が行おうとしているわけでございます。町としては、これらの経済対策に基づきまして対策を進めていきたいというふうに考えております。

町政懇談会の折にも、いろいろとお話をさせていただいた中に、その一つとしまして、小中学生の給食費を半額にするといったようなことによりまして、もちろん第一義的には子どもたちの食育等に含むことも含めましてですが、もう一つの狙いとしてしましては、子育て世帯のこのような物価高に対応するための経済的な支援といったような意味合いを込めております。

2番目の質問としまして、町政懇談会におきまして、要望・意見等をどう受け止め総括し、新年度以降の予算に盛り込むのかといったようなことに関しましてお答えさせていただきます。

町政懇談会、11月の末日まで続いたわけでございますけれども、今、庁内におきまして議事録をしっかりと作成しております。町民の皆様からいただいた一つ一つの意見をまとめている段階でございます。それを集約させていただきまして、様々なご意見賜ったわけですので、それをしっかりと参考にすべきところ、例えばできないようなご要望も正直でございます。しかしながら、様々な角度、または9行政区ですから、様々な地域から上がってきたそれぞれの地域の課題もございました。それをできるだけ反映させていくよう、今、検討を進めていく前段階の準備段階でございます。おそらくは近日中に全ての意見の議事録等が出来上がるというふ

うに考えておる次第でございます。

最後に、住民満足度100%、日本一のまちを目指すと宣言したが、満足度達成のための主要施策は何かといったようなことにお答えさせていただきたいと思います。

住民満足度達成のためには、これ公約として私も掲げさせていただいておりますけれども、短期、中期、長期的に分けて実現していかなければならない項目もございます。今後策定する第3次加美町総合計画の基本構想、基本計画において、働く場の創出、高齢者等への福祉施策の充実、子育て支援及び学力向上の3つの柱を引き続き掲げていきたいというふうに思っております。

具体的には、災害時の情報伝達手段の充実や、先ほども申しましたが学校給食費の支援、子育て支援として公園への安全な遊具の設置、加美町農産物の輸出による農家の収入増加などに関することについて予算に盛り込んでいければと考えております。

達成時期、少し長くなりそうなもの、中長期的に成果が出るもの、中長期的に成果が出るまで時間がかかるものに関しましては、行政評価などを行いながら取組内容を公開していきたいと、町民の皆様公開していきたいと考えております。

町政懇談会や、どこでも町長室を開催するといったような手法に加えながらですね、今後、先ほども申しました災害情報の伝達手段というのは何も災害情報だけでございません。様々なアプリケーションが今そろってきておりますので、そのようなものから、町から情報を発信するだけじゃなくて、町民からのご意見も常に賜れるようなシステムというものを構築していけないかといったようなことを考えております。

同時に、行政評価、予算編成の見直しなども行いながら行財政改革を進めて、町民の皆様の満足度を高めていくような施策を打っていけるような、行っていけるような努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町長から経済対策等についてお話ありましたけれども、今ですね、大変この物価とか値上げラッシュで、景気のよい話というのは一つも聞こえてきません。ガソリンも灯油も高止まり、それから、もう一つは価格の優等生と言われた卵も値上がりしております。新聞報道では、今年度の1世帯当たりの家計に及ぼす経済的な負担は9万円を超えるのではないかと報じております。台所を預かる主婦からも悲鳴が上がっているのが現実ではないでしょうか。

これまで町の経済に多少なりとも影響をもたらしてきた子牛価格、これ年明け早々からずつと価格が下がっております。町長もご存じだと思いますけれども、11月市場は104頭出品し平均価格が52万円で、前年同期と比べると18万円も下回る結果でした。和牛25頭生産する40代の生産者は、とにかく餌代が高い、以前の2倍近くに値上がりしていると。子牛の価格はよい時の半分程度。もう少し頭数を増やしたいけれども資金がないと。この日、この生産者を3頭競りに出して、平均価格57万円。自分事のように私はほうとした次第であります。

酪農家も同様であります。大変厳しい減益環境にあります。近隣で16頭の乳牛を育てる60代後半の生産者は、配合飼料は4割以上も値上がりしている、乳価も上がっていない、年金をつぎ込みながらもうけはほとんどないと。まさにやめるにやめられない悲痛な声が出ております。町長の耳にも届いておりますが、これが実態なんです。どう認識されているでしょうか、町長。答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 先般もですね、畜産農家の方々とちょっと懇談する場がありまして、今、議員からご指摘のような窮状というものを聞いておりますし、私も度々、毎月は行きませんが子牛市場に顔を出させていただいておりますし、この期間の子牛価格の低下というものに関しまして、いろいろと状況というものは把握しておるつもりでございます。ですから、まさにそこは共通の事実的な思いとしまして、このままでは廃業するしかない、特に子牛農家に関しましては、小さいところからは「もうこんではやめっぺわ」といったような状況をお聞き及びしております。

町としてもですね、これまでもいろいろと担当各課のほうから、細かい数字はもうご存じかとは思いますが、様々支援策というものを行ってきたという経緯は、報告は受けておるわけですが、ただ何とかここでつないでいかななくては、本当に基盤産業である加美町の畜産、酪農ということの崩壊の危機かとは認識しております。

また、JA加美よつばさんともそのことに関して意見交換させていただいた機会もございましたので、その辺はしっかりJAさんなどともちょっと協議させていただいて、町ができることというものを考えていかなきゃいけないというふうには、まず認識として思っております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 大変苦境に立たされている生産者の皆さんですけれども、全国的にも議論が進んでいる中で、ちょっと本町の状況をちょっと知りたいんですけれども、これまでの町の支援策と併せて、存続のための対策が急務だと思いますけれども、担当課長、もし把握してい

ましたらお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

今のご質問のありました支援対策でございますけれども、まず昨年度でございますけれども、議員さんおっしゃるとおりその餌代がかなり昨年は高騰したということで、昨年度家畜飼料高騰対策支援事業というものを実施いたしました。これにつきましては地方創生臨時交付金を活用したところでございますけれども、これにつきましては繁殖牛、肥育牛、あとは乳用牛とか畜種ごとに支援単価を設定いたしまして交付したところでございます。昨年度は200件の農家に3,758万円ほど交付しております。今年度につきましてはエネルギー高騰ということで、畜産農家の中でも特に電気代がかかっている酪農家に対して、1頭当たり6,000円を交付ということで、34件の農家に対して679万円ほど支援しております。

支援の内容につきましては以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 概算でですね、子牛の年間売上げというのが、令和3年が9億1,600万円、それから昨年が8億7,800万円、今年11月末現在で6億4,900万円、この金額は今年の米販売額の2割から3割にも相当して、昔から米の減収を補完する複合経営の一つとして子牛の生産が奨励され地域経済を支えてきた、これは町長もご存知だと思います。私、今年の3月定例会でも質問しましたけれども、本町の基幹産業は農業であり、町の経済を支える基盤がしっかりしないと、どんな政策も町民の理解は得られません。活気もなくなり、及ぼす影響は計り知れないものがあります。農業政策は石山町長が得意とする分野でもありますので、長期的な展望に立った農業の振興策、簡潔にお答え願いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 柳川議員に申し上げますけれども、一般質問は通告制になります。それで、今の案件については経済対策の中に入っていると言われればそれまでなんですけれども、あとそれから町政懇談会を要望・意見等に入っていますよと言われればそれまでなんですけれども、その辺を考えて質問していただきます。

町長。

○町長（石山敬貴君） 農業政策に対して中長期的なことということになってきますと、やはり今回の、例えば直近だけじゃなくて、やはり例えば餌、飼料に関しまして、これ外国頼みになっているところがございます。例えば当町におきましても牧草ということ、転作で栽培して作っているというようなことはあるわけですが、じゃあ例えばこういうような牧草という

ことを、できるだけ質のいいものを、例えば町の農家の皆さんの中で作っていく努力ということも長期的には有望な政策なのかなというふうに考えております。あくまでまだ私の頭の中でございます。

そして、あともう1点としまして、やはり今の農耕畜連携というものを、以前国でも随分と推し進めたところあるんですが、それがやや今手薄になっているといったような、畜産農家の方からいただいたことがございます。私は例えばこういう部分におきまして、加美町版の農耕畜連携ということ、柳川議員ご指摘のように、もともと農家というのは田んぼつくってべこ飼ってといったようなことあったわけですが、それを例えば1軒の農家じゃなくても地域の農家でやっていくといったような、少し中長期に立った展望ということになれば、そういうことの振興ということも重要なのかなというふうに考えておる次第でございます。

今の時点の私の頭の中の話をさせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 経済対策ということですね。

それともう1点ですね、この子牛価格低迷の要因の一つに、全農担当者は牛肉の消費が伸び悩んでいるということでした。牛肉は生産者でもなかなか口にすることがないと。消費者にとっても高いイメージがあるわけですがけれども。以前はやくらい高原でですね、べごっこまつり、町内外から大変好評でありました。そこで一つ提案がありますけれども、消費拡大の一環として、町内の希望する世帯に町内産牛肉を安価で販売してはどうでしょうか。どうでしょう、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 財源伴うことなんですけれども。ただ、もちろん皆さん苦しい中ではございますけれども、先般ですね、JAの秋祭りに行かせていただいたときに、鳴瀬地区の肥育農家の方の肉食べさせていただきました。決して安い価格ではなくて、1キロで3,300円、ただ、頂いたときにこれはおいしいものだなというふうに痛感した次第でございます。ですので、安価かどうかは別としても、まず加美町内におきまして、そういうような農家さんのですね、加美町内の農家の肉を食べていただいて、その味をきちんと知っていただくような機会というのを設けるとするのは、非常に重要なことなのかなというふうに考えてはおります。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） まずは隗より始めよという言葉がありますので、実施に向けぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、町長、町政懇談会大変お疲れさまでした。出席した管理職の皆さんも夜遅くまでの対応大変お疲れさまでした。石山町長にとって就任後初の懇談会、まずは率直な感想をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず率直な感想ということをおっしゃると、やはり私もですね、合併20年でこの前式典をさせていただきますと、20年がたったといた中におきまして、もちろん加美町は一つであるといったようなことを、これからみんなで作っていきましょうというようなことを常日頃から言わせていただいております。その一方で、9学校区単位、小学校区単位ということではいかと思いますけれども、回らせていただきますと、それぞれの地区地区のやはり問題点といったようなものがまずあるといったことに、改めて気づかされたといったようなことが大きなまず印象でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ご案内のとおりですね、今回、町政懇談会のテーマ2つありました。庁舎整備と町政運営について。私も中新田地区、小野田地区、賀美石地区の3会場に出席して、多くの意見・要望等拝聴したんですけれども、3会場とも出席者いっぱいでした。町長から矢越地区への行政庁舎建設の提案に対しまして、中新田公民館の出席者から質問が集中し、多くの反対の声があり、まだまだ地区ごとで温度差があるのではないかなと感じた次第であります。

ちょうどここからは町長に苦言を呈したいと思いますが、矢越地区に1.5ヘクタールの土地を億単位の予算を投じて取得、造成ですね。それから条例化したものの、これまで政争の具として10年以上も塩漬け状態になっていることは町民にとっても不幸なことであり、誠に残念ではありません。今回の町長選挙の争点にならなかった行政庁舎建設問題は、石山町長が当選した時点で、場所は遅かれ早かれ矢越地区で決着がつくものだと内心思っていましたし、それがどのタイミングか私は関心を持っておりました。1日も早く終止符を打つための今回の提案、石山町長が政治生命をかけたものと受け止めておりますが、町長の思いをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 庁舎建設に関しまして、もちろん、議員ご案内のとおり、今回の一つの大きな町政懇談会のテーマということで話をさせていただきました。この20年間、合併、やはり庁舎問題ということに関しまして、この町が様々論争があったということは当然に私自身も一町民として知っておることですし、その問題点、様々なご意見があったということも存じ上げております。

その中におきまして、今回条例で矢越地区であるといったようなことと、何以上に合併特例債といったようなことの期限が迫っているといったような観点から、矢越地区に対して願いますといったようなことをお願いさせていただきながら、お話を進めさせていただいたということ、ご案内のとおりでございます。

私自身、様々な観点から、新庁舎の建設ということはもう必須だと思っております。もちろん、その中におきまして一番大きなのは、やはり現庁舎、本庁舎、特にですけれども老朽化することによりまして、そのみならず、例えば保健福祉課におきまして、相談窓口も非常に狭いところで住民の皆様にご辛抱いただかなきゃいけないといったようなことも含めまして、であるからこそ、逆にここです、政治生命をかけてと言っただけならば、まさにそのとおりでございます。ですので、ここでひとつ新たなステップを踏むためにも、庁舎というものをしっかりと矢越地区に建設をお願いさせていただいて、そして初めてそこで西田の町有地はどうやって使ったらいいべといったような、新しいまたステップにも踏むことができるかと私は思っております。

現実、今、両方の土地が塩漬けになっている状態でございます。これは町にとっても大きなマイナスではないかと。例えば大衡地区におきまして、今度、台湾の半導体工場が進出してくるなども考えまして、内的要因だけで庁舎を建設するというわけではなく、そのような今後の外部的な動きも鑑みて、早いところこれは終止符を打って、私たちみんなで違う新しい次のステップの加美町を考えていくということのほうが、私は非常に生産性の高いことだし、若い人たちのためにもなるのかなというふうに感じておる次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 町長就任から3か月余りたったわけですけれども、就任から今回の提案までですね、どのような議論が行われたか知る由もありませんけれども、9月定例会の石山町長の所信表明では、町政の3本柱の一つ、町民皆様の意見をしっかりと聞くと。また、選挙時に配られた法定ビラでも、庁舎の位置は町民、議会とよく話し合い決定しますと約束されております。町民にとっては大変耳触りのいいフレーズ、一つの言葉に聞こえたと思いますけれども、新聞を見た多くの町民は庁舎は矢越に決まったんだと受け止めております。プロセスを重んじる石山町長に正直裏切られたとの声も聞かれております。

町長は懇談会の中で、合併特例債の活用期限がここまでせっぱ詰まっていると思わなかったと釈明しております。私には庁舎整備急ぐ理由にした詭弁としか思えません。というのはですね、3月定例会の私の一般質問の中で、合併特例というのはどういうものか質問し、5月1日

発行の議会だよりにも一部掲載しております。庁舎建設に強い関心を持っている町長でしたらですね、調べれば分かることで、既に内容を承知していたのではないかと。その点ちょっと町長、考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） もちろん合併特例債の期限が令和10年といった中において、その期限というものは私自身で明確にここが期限だなというふうなこと、自分の中では意識して分かっていたつもりでございました。しかし、正直申し上げまして私に分からなかったことが1点ございます。現実的に庁舎の建設のためにかかる設計から、基本設計から実施設計、そして着手といったようなタイムスパンというものに対して、私自身、少し理解度がなかったところがありました。以前もどこかでお話しさせていただいたところでございますけれども、自分の頭の中では、認識の中では、当時、半年、1年ぐらいはあるのではないかなというふうに思っていたというのも正直な当時の記憶でございます。ただ、実際しっかりとスケジュール、役場内のスケジュール等を見させていただいたときに、まさにせば詰まった状態になっているといったようなことございましたと、いったようなことは誠にございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、答弁を聞いてですね、合併特例債ですね、これ借金でも返済が元金、利子含めて7割を免除される優良債でありまして、合併した自治体へ国からのご褒美だと私は理解しております。

東日本大震災に伴いまして、平成30年に発行期限が令和10年まで10年間延長されましたけれども、今回もコロナ等での再々延長があるのではないかと。懇談会の中で町長は、庁舎建設場所は一つの案として提案しているが、条例で矢越に決まっている、条例どおり進めていきたいし、中新田地区だけの住民投票は考えていないと説明していました。果たして議論は尽くされたのか。時間はまだあります。反対者の声にも十分に耳を傾け、将来に禍根を残さないようにさらに議論を深めて判断していただきたいと思います。

合併特例債の再延長があるのかも含めて、再度ちょっと答弁お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川議員に申し上げますけれども、この2番については、町政懇談会を終え、要望・意見等を新年度の予算にどう盛り込むかという質問ですから、新庁舎建設については一切触れられておりません。これを考えてお願いしたいんですけれども。

町長、再度。新庁舎はこれで。

○町長（石山敬貴君） 合併特例債の再延長に関してですね。再々延長。いやそれは再延長でも

再々延長でもあれですけども。それはまだ確たるものというのはどこにもございません。ですから、そういうことの確たるものでないことをやはり期待して、今の私の立場でですね、合併特例債を使える期間を失ってしまう、機会を失ってしまうということがありましたら、それは私自身が、禍根という言葉をよくいただいておりますけれども、町民の皆様や若い方々に禍根を残してしまうんじゃないかと危惧しております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 議長、2、3分時間ロスしましたので、若干延長していただけないでしょうか。（「2分ぐらいはいいです」の声あり）分かりました。

今、町長から答弁あったんですけども、町の仕事はね、庁舎建設だけではないんです。やっぱり課題もいっぱいあります。大事なことはですね、合併時に約束した旧町の均衡ある発展、バランスの取れた町政運営であります。この辺はですね、聡明な石山町長でありますから、私の質問は釈迦に説法かもしれません。町長の持ち味である町民の声をしっかり聞く、この基本姿勢を今後の町政執行の指針として堅持していただくよう切望するものであります。

最後に、9月定例会で、町長は加美町は一つである、住民満足度100%、日本一のまちを目指す所信を表明されましたけれども、現在の加美町が将来どのように変貌し発展するか、あまりにも壮大過ぎて正直イメージができません。何ゆえ住民満足度100%、日本一のまちを目指すのか、町長の熱い思いをお聞かせください。手短に。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

何ゆえ目指すのか。加美町の町民の皆様は、やはりここに生まれてよかった、ここで子育てをしてよかった、ここで生きてよかったというふうに、やはり自分のふるさとですから、思ってもらいたいと、そういう願いから、目標値は、目標の言葉として使わせていただいております。

○議長（早坂忠幸君） じゃあ、最後の質問。

○3番（柳川文俊君） 質問じゃないですね。合併20年がたった今ですね、依然として旧町意識がなくなっておりません。それがまちづくりの大きな妨げになっていることも事実であります。町長も同様の認識を持たれると思っておりますが、まずは旧町の垣根を取り払って、町民の心、気持ちの一体感の醸成に取り組むことが先決ではないでしょうか。

今回の私の一般質問に対する町長の答弁満足度は100%とは言えませんでしたけれども、今後の多くの成果が上がるよう期待して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

した。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時20分まで。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告2番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました風力発電事業について7点、新庁舎建設について2点につき一般質問をいたします。

まず、風力発電事業であります、11月8日、加美町風力発電差止め及び違法確認住民訴訟事件について、仙台地方裁判所で第1回口頭弁論が開催されました。私も傍聴に行ってみましたが、翌日の河北新報には、町は提訴後の7月27日に事業者と覚書を結び、町の権利放棄に関して、町が法令や内部規則で必要な手続を踏むことを条件に盛り込む、そのことによって提訴要件を満たしていないと、訴えの却下を求めたとあります。このことを踏まえまして、次の7点について、町長の所信をお伺いいたします。

1点目、町長は合同会社JRE宮城加美との地上権設定契約締結に至る経緯を担当職員から聞いていると思うが、不適切な業務の執行があったことを確認できたのか。

2点目、住民訴訟での原告の口頭弁論の内容についてどう考えているか。

3点目、11月9日の河北新報の記事によると、町長は不利益な部分があったと判断し、合同会社JRE宮城加美に契約内容の見直しを要求したとあるが、どの条文が不利益な部分であり、どのように見直す考えなのか。

4点目、今後の裁判の進め方について、町はどう対応していくのか。

5点目は、9月定例会の一般質問に対する答弁で、町内における風力発電事業計画で、幅40メートルの作業道路が造られ、320ヘクタールの森林が伐採されると言ったが、その根拠は何か。また、今後の町の林道整備計画はあるのか。

6点目、暮らしに欠くことができないインフラである電力事業は、公益事業であります。環境保全と風力発電を両立させるための議論が欠けているのではないかと。

7点目は、加美町風力発電差止め及び違法確認住民訴訟事件の原告である町民15名の中に、

町農業委員1名が含まれているが、サービス上の問題はないのか。

以上7点について、町長の所信をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 佐藤議員より、風力発電事業に関する7項目のご質問をいただきました。順次答えさせていただきたいと思っております。

一方で、7つの項目の答えさせていただく前にご理解いただきたいことがございます。ご質問いただいた7項目のうち、幾つかの項目におきまして、まさに現在進行形の住民訴訟の件に関しまして含まれております。係争中であるといったことで、度々答弁できかねる点もあることをまずご理解いただければというふうに思っております。

まず1番目、町長は合同会社JRE宮城加美との地上権設定契約云々に関することから答えさせていただきたいと思えます。不適切な業務の執行があったと確認できたのかというご質問でございました。

私が8月末日に就任以降、この風力発電事業に関しましては、そのとき折々でこの経過というものの報告というものを職員の中から聞き及んでおります。町としてもですね、初めてのこの風力ということに対する業者との、事業者との契約だったといったようなことで、顧問弁護士への確認等も含めて丁寧に進めたといったようなことがあったというふうに報告を受けております。ただ、その手続に関しては、私のこれは印象になりますけれども、今後この風力発電事業者というものが、計画段階から住民に対する説明等も含めて、もう少し丁寧に行っていけばよかったのかなといったような意味というものは、いけばよかったのかなといったような感想を拭い切れないものもございます。

さらに不適切な業務ということがどういう部分に当たるかといったようなことがございましたら、その部分に関しては再質問のほうでよろしくお願い申し上げます。

2番目、住民訴訟の原告の答弁の内容についてどう考えているのかといったようなご質問に答えさせていただきます。

これはおそらく原告代表2名の意見陳述のことを指しているのではないかと推察させていただきますが、意見陳述というものは、あくまで提訴に至った経緯や心情などを述べたものと私は理解しております。このことに関して、私の立場からですね、考えをどうだこうだと述べるものではないのではないかとというふうに考えております。

3番目、河北新報の記事によると、町長は不利益な部分が云々といった部分に関しまして、

ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

一つには、条件付地上権設定契約の第12条第2項の債権の放棄の部分、第3項の権利の放棄の部分、第5項の権利の放棄の部分、第6項の債務を相殺しないことについての条項が不利益な部分ではないかと私は考えております。現在、合同会社JRE宮城加美と本格的な協議を行っておりますし、また、担当の弁護士にも確認しながら進めておるといった次第でございます。今まさに本格的な契約の見直しの交渉に入っておりますので、ここはまだ詳細についてはお話しさせていただくことを控えさせていただきたいと思っております。

4番目、今後の裁判の進め方について、町はどう対応していくのかということに関してでございます。

先ほども冒頭でお話をさせていただきましたが、裁判の進め方につきましては、まだ係争中でございます。また、裁判のことに関しては訴訟代理人の弁護士に一任しておりますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

5番目、9月定例会の一般質問に対する答弁にて、町内における風力発電事業計画で幅40メートル作業道路が造られ、320ヘクタールの森林が伐採されると言ったが、根拠は何か。また、今後の町の林道整備計画はあるかについてお答えさせていただきたいと思えます。

まず初めに、9月議会の私の話に関しましての根拠についてですけれども、加美町を含める地域で建設が計画されている、最大で150基の風力発電事業計画を、山の尾根筋を通り、実際に建設した場合の想定におきまして、防災の専門家である山梨大学の鈴木先生が試算されております。その中におきましては、幅40メートル、実際の道路幅といいますよりも、切土・盛土も含めて改変される部分の幅が40メートル作業道路が、約80キロメートルにわたって必要になるのではないかと試算を基に、320ヘクタールといったような数値になっております。

続きまして、2点目の今後の町の林道整備計画はあるのかについてお答えします。

現在、町が行っている林道の整備は、森林整備保全の必要性や町民生活の必要性に応じ、的確に森林環境譲与税などを活用しながら整備補修を行っているといったのが状況です。また、現在の町の森林施業の計画は、先人たちの努力により整備された森林の維持管理を行うことが中心の計画であることから、未開発地の開発、造林などの計画がないため、新たに新規の林道整備計画は、現在はございません。現在の林道の道草刈りなどを定期的に行い、傷んだ場合には必要に応じ補修する整備計画でございます。

6番目、暮らしに欠かせないインフラである電力事業は公益事業である。環境保全と風力発電を両立させるための議論が欠けているのではないかとといった質問に対してお答えします。

再生可能エネルギー発電事業は、CO2排出の削減による地球温暖化の防止、エネルギー自給率の向上、電力の安定供給につながるため、環境保全との両立を図りながら進めていくことが重要であると認識しております。一方で、国では急速に再生可能エネルギーが普及したことに伴い、安全面での懸念や各地域でのトラブルが増加していると、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めるための制度的措置について議論が進めております。

加美町におきましても、環境や健康に与える影響などについての不安が払拭されているとは言いがたく、住民理解が十分に得られていない現状があると認識しております。そのため、計画段階の風力発電事業に対しては町有地を貸すことなく、保安林の解除にも同意しないという考えでございます。

加えて、県においても、再生可能エネルギー最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギーと地域との共生の促進に向けて、再生可能エネルギー地域共生促進税を制定し、国の同意を得て来年4月の導入を目指しておりますので、今後さらに再生可能エネルギーと地域との共生が、より求められていく時代になってくると考えております。

質問7、原告である町民15名の中に町農業委員がということに関しましての質問に対して答えさせていただきますが、7点目の質問に関しましては係争中であり、個人の特定に至る答弁は差し控えさせていただきます。

あくまで仮定の話として、ご質問の話を前提とした場合であっても、一住民が町民の立場で、役職の職務権限とは無関係の活動を行うことに関して、服務上の問題はないと考えておりますし、また、一般的な話になるかもしれませんが、憲法32条におきましても、何人も、裁判において裁判を受ける権利は奪われないということが当てはまるのではないかとこのように考えております。

以上でございます

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） まずですね、1点目から4点目に関して再質問をしながら、問題の本質を見極めてまいりたいと思います。

石山町長就任前のことでありますから、総務課長にお尋ねいたしますが、JREとの契約締結に当たり、何度も風力業者と協議を重ねたと思いますが、その過程で、当時の猪股町長から事業者にも有利な契約を結ぶようにといった指示があったのかどうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

契約に当たって前町長から何か指示がということでございますが、契約締結されました令和元年度におきまして、私まだちょっと総務課に所属なってございまして、当時のことについては、答弁はちょっとできかねるところもあるんですが、当時の資料とか協議の内容を見せていただいた限りでは、適切にといいますか、そういったことがなかったというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 先ほど石山町長は、陳述、裁判所ですね、これは心情を訴えたのだという発言ありましたけれども、裁判所で陳述するということは、法律に基づいた事実を述べる場であって、大変重要な場であると私は認識しております。そこで、原告代表は、前町長の独断で議会のチェックが働かなかったと、こういった陳述をしておりますが、前町長が独断で契約を締結したのか、議会に十分説明をしなかったのか、この事実はあるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

前町長が独断で契約ということに関しましては、なかったというふうに考えてございます。先ほど石山町長も説明しておりますが、加美町にとりまして初めてのケースでございます。風力発電事業に町が貸出しするという点については初めてのことでございましたので、非常に慎重に取扱いがなされていたというふうに思います。

通常、町の土地をお貸しする場合というのは、条例等々に照らし合わせて、適切な地代を設定いたしまして、お貸しをすることでございますが、当時、公有財産取得処分検討委員会という委員会があるんですが、そういったところに諮りまして、委員会としての意見も求めたということもあります。あと、全員協議会で2回ほどご説明をさせていただいたということ、また、契約の内容について顧問弁護士の方、先生にですね、何度か確認をさせていただいてるというようなことがありまして、非常に慎重に検討されていたというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） そうですね。1人で独断で契約できるはずはないんですよね。町とJRE、そして関係する銀行や東北電力ですか、こういった方々が入ってですね、それぞれの顧問弁護士をつけ、法務部のリーガルチェックを受けてやっているんですから、独断で契約できるはずがないんです。

次に、口頭弁論において、先ほど総務課長がお話しになった、検討委員会で委員長であった前副町長が民有地の地権者の1人であったことで、検討委員会で十分な議論がなされなかった

のではないかとといったことですね。そういった事実はないということですね。

それでは、次にですね、契約はプロジェクトファイナンスの契約として一般的な契約内容であり、町に不利益なものではないと説明を受けているわけですが、それに間違いはございませんか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

当時の担当者からそういったことについて説明を受けておまして、事業者からプロジェクトファイナンスの枠組みの中で実施される事業であるということと、非常にプロジェクトファイナンスで行うということは金融機関等々、関係機関からのチェックも受けているということで、非常に計画については確実性の高いものであるというようなことを、説明と申しますか、伺っているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、契約書も覚書も同等の効力を持っているという、前に説明を受けたことがあるんですが、これに間違いはないですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

契約書も覚書も同等の効力を有するという認識でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ということはですね、債権放棄についても既に覚書を締結しており、何ら問題がないということになるんですね。原告は違法状態で解消されるまでの間ですね、今問題になってること、解消されるまでの間、町有地を貸してはならないと述べているわけですが、そもそも十分検討を重ねて締結した契約で、相手方に何も瑕疵がない場合ですね、そういった場合でも一方的に町有地を貸さない、そういうことができるんですか。町が契約を交わしたとおろかなければ契約を破ることになるんですね。契約不履行になる。それでもいいんですか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、佐藤議員からいろいろご質問を、再質問をいただいております、そして総務課長もいろいろと答弁させていただいておりますけれども、まさにその部分が、今、係争中になっております。町の主張とさせていただきますと、そのことをここで話しするのは町の主張でございますから間違ったことではありませんが、全体的から見れば、まさにその部

分が係争中であるといったようなことですから、様々な部分におきまして答弁を控えさせていただきますというふうに、冒頭私申させていただいた部分に当たるのかなというふうに思っております。

あと、もう一つ私も司法の専門家ではございませんので、あまり強い言葉で言うことはできないわけですが、冒頭意見陳述というのは、事実関係を述べる場ではないかというふうにお話しいただきましたが、私はちょっと解釈違っておまして、裁判というのは様々な意見の対立から生じるものでございます。ですので、例えば原告側には原告側の、私たち、今回の場合ですと被告側から被告側のそれぞれの意見というものがあって、それをまさに公の場で、法にのっとって判断を下してくれるのが裁判であって、裁判所であるというふうに認識しておりますので、必ずしも意見陳述の場において、全てすべからず事実を述べなさいいけないということは、ちょっと当てはまらないのではないのかなということだけお話しさせていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 原告は、債権放棄については地方自治法により議決しなければならない事項に当たると言っておりますが、町の監査委員が回答しているとおおり、契約時点で損害が発生しておらず、また、将来の債権放棄を予見することが困難であるため、契約時点では議会の議決を必要としないと、このように聞いておりますが、それに間違いはないですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

その件につきましては、はい、今、お話しになったとおおりということですが、このことにつきましては、こちらの執行部といたしまして、地方財務実務提要というものがあまして、いろいろな事例を書いているものなんです、その中にもそういったところを記載しているところがございますので、まだ損害が発生をしていない時点での議決というのは必要がないというふうな解釈でおりました。

以上でございました。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） そうしますとですね、口頭弁論で原告の陳述していた、1つに加美町がJRE宮城加美を優遇していると感じる、2つに公有財産所得処分検討委員会で十分議論なされなかった、3つに前町長の独断で議会のチェックが働かなかった、こういった発言は事実と異なるということになりますね。これまでの答弁を聞くと。つまり契約締結過程で何ら不正が

なかったこと、契約は町にとって不利なものではないこと、債権放棄についてはそもそも契約時点での議会の議決事項ではないこと、さらに債権放棄については締結した覚書で必要な手続を盛り込んでいることで、先ほど答弁あった12条については既に解決済みと、こういうことになるかと思えます。これら4点をまとめてみますと、契約変更の必要がないということになるかと思えますが、どうですか。

さらに11月9日の河北新報には、控訴要件を満たしていないとして町側は訴えの却下を求めたとあります。ということは、現在の契約は町にとって不利な契約でも違法でもなく、そもそも裁判にならないと、こういったことになるんじゃないですか。町長、どう思えますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 裁判というのは、私たち側とすれば訴えられた側ですから、訴えられた側が裁判にならないというふうな主張を行ったとしても、訴えた側の原告側が裁判でというふうになれば、それは裁判でございます。ですから、こちらからならないという主張をしたというのは本当でございます。

もう1点加えさせていただきますと、この裁判というものは刑法の裁判と違いますので、やはりどこかで、やはり裁判というものを未来永劫やるわけではございませんので、終結させていかなきゃいけないとなったときに、今回の行政裁判の場合、ちょっと司法用語として和解という言葉が使っているのかどうかは分かりませんが、やはり、いい意味での落としどころというのを考えていかなきゃいけないというふうに私は考えております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 一定の行政活動を行う場合は、必ず法律の根拠が必要であると。議事を運営するの基本的なことですね。法律の留保の原則、こういったものがあるわけですが、この原則に反しているのではないかなと思うわけです。つまり法的根拠もなしに相手の契約書の見直しを相手に迫るということは、行政がやるべきことではないと私は思います。さらに、お互いが合意の上で契約を交わし、相手方に何ら瑕疵がないにもかかわらず、事業者が町有地を貸さないとすれば信義則に反する。民法上でもですね、問題になるかと思えますが、この辺、町長どうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず後段の部分におきまして、それJREの話の延長上という解釈だと思いますけれども、私は町有地を貸さないというようなことをJREに伝えたことはございません。

また、契約でございますので、これは様々な角度から、町、今回の場合ですと町においても事業者においても、よりよく、よりよく事業者にとっては事業が、または町にとっては町民の皆様への納得も含めまして、行っていくといったような合議の下に交渉を、今回の契約の修正の交渉というのをやっているつもりでございますので、そこら辺は契約交渉には乗れませんと言われればそうでしたけれども、決して事業者のほうがそういうふうに拒絶といった姿勢を示したということは、今回はありませんので、これはこれで両者の問題かと私は思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町長、よく考えてくださいよ。町にとって不利な契約だと主張し、規約を変更しようとしていることはどういう意味を持つかということですよ。役場職員の理解不足、あるいは事業者が不利な契約を押しつけ、担当課がそれは言われるままに契約した、または顧問弁護士がそれに気づかなかった、こういったことになるんじゃないですか。今の状況をやろうとすれば。ということは、町長の部下である職員を悪者にして、職員に責任を負わせる。そうすると結局職員の処罰対象にもなる。監査委員の監査対象になる事件だと思いますよ。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 司法の判断と、私は行政なり政治的な判断というのはちょっと異なると思いまして、先ほどからいろいろこちら側からも、課長も含め私もですけども、現在のところ何か瑕疵が、手続上の瑕疵があったということを認めているわけではございません。ただ、先ほど言ったように、今後、和解というのはですね、どちらが悪いというようなことではなく、お互いに歩み寄って、この裁判を終結させていきたいと思いますよといったような、いわゆる話し合いであり譲歩であり、何も黒か白かだけをつけることが裁判の終結では私はないと思っています。ましてや一生懸命、そのとき折々に何か瑕疵があったというふうに私自身が言っているわけではございませんので、何もそれが遡ってですね、職員の処罰だとか職員の仕事を侮辱するとか、そういうことにつながると全く考えておりません。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 実際やっていることがそういうことなんですよ。裁判にかけているということは。

11月9日の河北新報によると、原告側弁護団の室谷弁護士は、覚書ではなく契約全体の見直しが住民の真意だと述べております。町長は法律留保の原則や信義則を無視して、事実誤認している原告に配慮し、契約を見直そうとしているとしか私には映らないんですよ。契約を見

直す根拠もなくですね、先ほどまとめた、答弁のまとめたやつをお話ししたけれども、相手方に今度は迫る、こういったことはいかがなものかと思うわけです。町側が主張している却下ということになればですね、原告にとってマイナスになるので、町から契約書の一部変更の確約を得て取り下げるつもりなんですか。

係争中だから答弁できないというんじゃなくてですね、朝日新聞にもインタビューに答えているとおりですね、議会でこの辺ですね、どういう腹づもりなのかお話ししたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 繰り返しになりますけれども、まず裁判を起こしているという表現ではありませんよね。裁判というのは起こすとか、私たちは受け手側でございます。そして繰り返しですけれども、何らかのところで、この裁判というのは終わらせなきゃいけないというふうに考えておりますし、おそらくそれは議員も、この裁判が未来永劫続いていくというような状況を望んでいるとはとても思えないわけでございます。ですので、その中からできる限りで両者が歩み寄るといったような部分に関して、私は訴訟代理人を通して、先方の訴訟代理人同士の話合いを、今、町と行っている最中でございます。

ですので、ですから、あくまで繰り返しでございますけれども、どっちが悪いとかどっちがいいということを係争中という場合は言えないのが係争中でございますので、先ほど、ではないのかというふうなお話たくさんいただきました。それは事実ではない、事実はこちらだったんだというふうな、議員、答弁聞かれてご判断されているようですが、そういうことも含めて、今これが裁判所に委ねられているといったようなことございまして、裁判がある程度、一度決着がついたときに、それがどのような結果になるのか、事実だったのか事実じゃなかったのかというふうな判断になるものと私は思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ですから、裁判で結果が出てから決断してもいいんじゃないですかと私は言っているんですよ。町有地貸すにしても。

4点目の質問であります、前回、宮崎地区で150基の風力事業が計画されている。幅40メートル、総延長が80キロの伐採が必要であり、これだけでも320ヘクタールになると答弁されております。しかし、業者が言うには、風車はおおむね6メートルの幅があればいいと。新しく造る道路、新設道路についても、のり面の伐採を含めても10メートルから15メートルあれば十分。ただし、風車が設置される場所については40メートル掛けるの60メートル、こういった

平地が必要だということです。JREの職員に問い合わせてみましたが、40メートルの幅の道路を造ってはいない、造ったことがないと言っております。まして最大150基というのは加美町だけではないんだよな。尾花沢、大崎市も入ってのことです。業者は既存の林道を活用して最小限の伐採をしているので、乱開発には当たらないということで、過大な積算じゃなかったのかなと思うわけです。前回の答弁は。

また、2019年のデータで、風車2,500基建った時点での事故は、8年間で38件と報告されている。宮崎地区150基を建てた場合、2基倒れる計算になると答弁されておりました。しかし、経産省の報告では、タワー崩壊、屈折、8年間で4件といった発表がされております。ブレードの破損や、小さい事故から大きい事故を含めて38件、それが全部倒れたとしての計算じゃないんですか。倒壊の確率が違っておりますよ。さらに低周波は健康被害はありませんといったデータが出ていない限り、建設には反対であると述べております。経産省の低周波については、健康被害との明らかな関連を示す知見が確認されなかったとして、環境影響評価項目から削除されているんですね。どうですか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 先ほどの答弁で述べさせていただきましたけれども、山梨大学の鈴木先生の試算から320ヘクタールというような計算値出して、お話をさせていただいております。40メートルというのは道幅40メートルということではなく、先生の試算ですと、この道幅を削るためにのり面、こちらの何ていうんでしょう、上の部分と下の部分ののり面も含めた改変が40メートルといったような試算をなされているといったようなことになります。

そして私自身も、その後様々と、一つの試算以上じゃなく様々な、実際試算ですから、どのくらいかという目安をつくっていかなきゃいけないというのは私たちはあるかと思っております。例えば小樽市などで建設されていた事業に関しては、26基におきまして44.6ヘクタールを、やはり森林伐採にかかるといったようなことがあったそうでした、もちろん150基というのは加美町だけじゃなくてというようなご案内、ことであって、例えば100基としても、44.6基、26ということになって、計算上は、もし仮に100基が建ったとした場合は、これの4倍ですから、やはり160、170ヘクタールぐらいの伐採が必要であるといったようなことの事例があったりとか、また、当時、これ少し古い計算になりますけれども、経産省であれば、もともと同様規模のものを造るとすると、当時は少し間隔とかいろいろあったんでしょうね、2,500ヘクタールぐらい面積が必要だといったような試算もございます。

ですので、試算は試算でございますので、様々ですが、先般、日本風力が議員のご指摘の部

分におきまして、私9月に答弁したことに對しまして、やはり傍聴されているようでして、いろいろと日本風力の試算について持ってきております。日本風力の場合、中里風力発電所の場合ですと、24ヘクタールの敷地に対して13基を建設していると。そのときに、まずは工事造成のために改変面積として、大体12.8ヘクタールを行いましたということになりますと、まず、この場合は1基1ヘクタールの、いわゆる改変、土地を改変したといったようなことになりま。もちろん100基ということになれば100ヘクタール。当初、山梨大の先生の、私の320ヘクタールというのは、確かにそれは大きな数字とも言えますけれども、この辺というのは非常にばらつきがあります。ですが、私が非常に大切なのは、面積であることももちろんそうではございませんけれども、山をですね、急激に尾根筋を削ることによって、これも答弁と一緒にさせていただいてはいますが、分水嶺を乱し、集水域を乱すといったようなことを、それほど大規模でやっていいのかといったようなこと、それが災害リスクにつながるのではないのかといったようなことを9月でも、またはほかのところでも話をさせていただいているといった次第でございます。

あと低周波に関しては、これは繰り返すしかありませんが、例えば経産省のほうでそのような見解を出していたとしても、例えば環境省のほうにおきましては、低周波、特に低周波音域の騒音に関しては、少なくとも人に対して、何ていうんでしょう、気持ちを乱すといったらいいんでしょうか、煩わしいと感じる気持ち、そういう気持ちをより普通の音の域よりも強く生じるということで、間違いなく、環境省の出している文書などでも、そういう煩わしさということが増加することによる睡眠障害の増加といったようなことは確認できているといったような文言。ただし、議員ご指摘のように、それを健康被害云々と、是非と関連づける科学的なデータはないといったようなことになっています。ですから、問題は睡眠障害というものが健康にどれくらい影響を与えるのかといったようなことが、まだ科学的な見地として、今まさに世界中の科学者の人たちがこの辺やっているところではあるんですけども、まだ科学的にどうだということは言えないといった状態であるというのが私の認識でございます。

あともう一つ、座屈のことに関しては、もう一度計算していただくと分かりますけれども、8年間で38基中、2基なりの数、倒壊しているという事実がございます。それを、例えば仮に150という数に置いたときに、20年間使用した場合、150のうちの2基倒れる確率になりますよというふうにお答えしたというふうには私は記憶しておりますので、計算間違いではございません。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 8年間で38件と報告されていると答弁あったかと思いますが、前回。先ほど、これはあくまでも試算だということでもありますけれども、町長は熊森協会の顧問でもある山梨大学の鈴木教授の言葉を引用してのこれまでの答弁かと思いますが、事実を確認せずに、1人の教授の発言の下、公の場で発言し、一般町民の誤解を与える発言は慎んでほしいと思いますよ。これまでのさっきの第4点目の質問に対する答弁は、間違った認識だったということをお認めですか、町長。4番。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ですから、試算というのは、先ほども申したとおり、この日本風力の人達も試算しています。そこにおきまして、事実か事実じゃないかということになりますと、じゃあ実際その100基分150基分なりを、実際山を切ってみて、ブレードを運んでみてというふうな結果後しか分からないということになります。ですから、私は、今そういうふうな風力建設が計画段階の中で、じゃあどのくらいの数値を切るとこうなるのかってというような試算、少なくともその試算がですね、熊森協会の何か顧問かどうかは私は存じ上げませんでしたけれども、それをされている方の数値というものをまず基づいて紹介させていただいたと。そういうぐらいのものが、伐採というものがある可能性があるということ、話をさせていただいたといったようなことになります。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） その町長持っているパンフレット、私もありますけれども、いや試算というけれどもね、町民の受け止め方は違いますよ。本当のことだなと感じるのが普通ですよ。

7点目の質問であります。サービス上問題はないということです。しかし、地方公務員法や人事院規則には、行政の安定性の維持、政治的中立性を確保するため、一定の制限が設けられております。議事機関である我々議員は執行機関に該当しないので、監査委員や選挙管理委員、教育委員会、農業委員会、これは町の執行機関、行政機関ですよ。職務専念義務というものは当然あるわけですよ。まして反対運動の代表者でしょう。ふさわしくないということは明らかであります。農業委員としての節度が求められると思います。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 議員、議会という公の場でございます。一方で司法の場も公の場でございます。ですので、やはり個人的なことを、類推で、類推じゃないというような根拠がおりないのかもしれませんが、ただ、ここでそういう話をするのは、私はそぐわないというふうに思いますけれども。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） そうですかね、どういう場で話したらいいか。

あと15分ということです。次の2問目の新庁舎建設について伺います。

第1点目、庁舎の位置は町民・議会とよく話し合い決定するという公約どおり行っているのか。

2点目、公正でより開かれた町政の推進に資するため、町政懇談会の住民意見をどう反映させるのか。

以上2点についてお伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 新しい質問に答えさせていただきたいと思います。

1番目、新庁舎の位置は町民・議会とよく話し合い決定するという公約どおり進めているのかといったお話になるかと思えます。これに対してお答えさせていただきます。

まず新庁舎につきましては、今回の町政懇談会の折にも様々議員にも参加していただきましたけれども、お話をさせていただきまして、現在の窓口の分散化、建物のバリアフリー化、相談スペースの確保、または一番は本庁舎の老朽化ということが大きいわけですが、そのような様々なことにおいて、新庁舎の建設といったことにご理解はいただいているものというふうに思っております。

その中におきまして、条例で今回決められている矢越地区を候補地とさせていただきまして、これまでの町のいわゆる議論というものも紹介させていただいたと。そして、やはり財源として大きな合併特例債といったものが、期限が迫っているといったようなこととございます。

本来であれば、議員からのご指摘を推測させていただきますと、もうちょっと時間をかけながら、矢越か西田かということについての意見をもっと聞いたらよかったんじゃないかといったようなご趣旨の意見かというふうにも推測させていただきますけれども、私としまして、一つ、条例で決まっているものである矢越の土地に関しまして、同等とは扱えないといった行政的な立場と、もう一つ、これも先ほどの柳川議員のときにお答えさせていただきましたけれども、やはり合併特例債というものをしっかりと使っていくような建設スケジュールでなくては、やはり多大な加美町からの一般財源から手出しというものが必要になるといったようなこととございまして、ご理解をというような形でお話をさせていただいたと、次第でございます。

2番目としまして、公正でより開かれた町政の推進に資するため、町政懇談会での住民意見をどう反映させるかといったようなこととなります。

これも繰り返しになりますけれども、9か所で町政懇談会を開催させていただきました、様々なご意見というものをこれまでいただいてまいりました。町政問題だけではなくて、町政に関する話題、または地区の課題に関するご意見をいただいてまいりました。それは議事録としまして、全ての意見をです、今、職員、担当の者がまとめている段階でございます。ましてやこれから予算の編成時期に入りますので、その中におきまして、きちんとできる部分はしていきたいというふうに、反映させていくといったような方向であります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 前回ですね、これについてもちょっと質問したんですが、そのとき町長、矢越と思っているのではないですかと私が問うたところですね、矢越、西田といったことはない、町民と議会がよく話し合っただけで決定するんだといった答弁がありましたよね。それを一つもしないで、懇談会で一気に矢越に庁舎を建てるといった発言をされたわけです。

本来、庁舎の位置は、今回の選挙の最大の焦点になるべきだったのにもかかわらず、町民の声、議会で決めると、うまくかわしておいて、選挙後に自分の考えを明らかにするということが全く不誠実。有権者の裏切り行為としか言いようがないと思いますよ、私は。このことについて町長の見解を。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私は議員からそのようなご批判していただければ、全くそのようなご評価であると、真摯に自分の中でしっかりと受け止めていきたいと思っております。例えば公約違反だと言われれば、その批判も受けようと思っております。

ただ、やはり考えていただきたいのは、今、建設をしっかりとスケジュールをつけていかなければ、何度も言いますけれども、例えばこれも試算でございますから、今後変わったときにご指摘を受けるかもしれませんが、昨年度、令和4年度の試算で32億円、合併特例債が使えれば16億円が国からの交付税措置を受けられるといった中におきまして、もし使えなくなった場合、この32億円を加美町の財源から全て出すということになります。そうしたときに、今を生きる私たちだけではなく、今の子どもたちの世代にまで16億円のツケが回っていくということになります。

私はここで様々なご批判をいただくことを覚悟の上で、あえてこの庁舎問題に関しまして、ここでけりをつけさせていただいて、そして次のステップというものを、みんなで加美町の未来像というものを描いていけるようなまちづくりというものをやっていくことが正しいのかと

いうふうに考えております。ですので、様々なご批判というのは、私が一身に受けていけばいいだけの話ですので、そこは、いろいろなご批判に私はさらされても構わないというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 時間がない、期限が近づいているということではありますが、事故繰越で伸ばすこともできるし、今、国会で担当の副大臣ですか、この期限については自治体の状況に応じて柔軟に応え、対応するといった発言も読売とか朝日新聞あつてですよ。こういったことで、この庁舎については、十分議会でも検討する、その場をつくっていただきますことを要望して質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時12分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告3番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 通告に従い、3問質問いたします。

1問目、認知症基本法への対応について。

認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、認知症基本法が今年6月14日成立しました。

地方自治体には、基本理念に沿って、認知症施策の推進に関する基本計画を策定し実施することが求められておりますが、我が町での対応を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 一條議員より、認知症基本法への対応についてのご質問をいただきました。答弁させていただきます。

認知症の問題は、人の尊厳を守るという意味では極めて大事な問題であると認識しております。議員からお話がありましたとおり、全国的にも認知症高齢者の増加が見込まれており、認

知症基本法が今年6月に成立をしたところでございます。

同法の第1条では、この法律の目的を、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することとしています。

加美町では、現在、令和元年6月に関係閣僚会議で決定した認知症施策推進大綱で示された、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施行を推進するという考え方に沿って、各種認知症施策を実施しております。

今回、基本法の成立を受けて、全ての認知症の方々が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう、これまで以上に認知症の方とその家族の声を聞いていくことが求められます。そして、医療や介護の専門的なサービスに加えて、ボランティア、NPO、民間企業など、多様な主体による総合的な取組が求められております。

加美町としましては、認知症の方々の尊厳を守ることや正しい理解の普及、バリアフリー化の推進など、これまでの取組をさらに充実させるとともに、早期発見から早期対応、保健医療サービスや福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、各種施策を一体的に着実に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今の答弁にもありましたけれども、より詳しく基本法の理念に基づき、認知症に関する教育、認知症の人の生活におけるバリアフリー化、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の予防、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備、認知症の方や家族からの相談に応じる体制整備等が、この基本法の成立によって進むと言われてはいますが、加美町においてはどのような方向で進められるか、簡単にお問い合わせいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問にありました基本法の基本的施策についてでございますが、加美町におきましては、今年度見直しをかけております加美町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づきまして、その中の基本目標の一つに掲げまして、認知症施策の推進を進めていきたい

と考えております。国におきましては、この基本法を作成した上で、市町村には市町村の計画の策定が義務づけられているんですけども、あくまでも現時点では努力目標、努力義務ということでございますので、加美町においては、この第9期の介護保険事業計画の中で対応していきたいというふうに考えております。

基本的施策についてのご説明ですが、まず認知症に関する教育については、認知症についての正しい知識や理解の普及を進めるために、現在行っております認知症サポート養成講座など様々な場面を通して普及・啓発を行っていきたくと考えております。

2つ目、認知症予防についてでございます。認知症に限らず、介護予防の取組については、ミニデイサービスなど様々な場面を通しまして普及・啓発を図っていくとともに、特に地域の集いの場におきましては大きな役割を担っているものと思われまますので、引き続き支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

3つ目でございます。保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備についてでございますが、認知症の早期発見、早期治療に向けた相談の場面として、専門医による認知症専門相談を年6回、現在実施をしておるところでございます。身近なところで早期に相談が受けられるように、認知症の疾患医療センター等の連携を図りながら、認知症に関する専門相談を引き続き実施してまいりたいと考えております。

4つ目でございます。認知症の人の社会参加の機会の確保と、あわせて、認知症の方の家族からの相談に応じる整備体制について、併せてご説明をさせていただきます。認知症の人やその家族、住民の方、誰もが気軽に集まれる場として、令和5年度から認知症カフェを実施をしております、認知症対応型グループホームを会場にして開催をしているところがございます。現在は中新田地区のみで開催を行っているわけですけども、今後はですね、同様の場面を広げていけるように、関係者間で協議を進めていきたいというふうに思います。

次に、認知症の人の生活におけるバリアフリー化についてでございますが、こちらは社会全体の関心と協力が必要だというふうに考えておりますので、認知症の当事者の方、その家族の方の意見を聞きながら、生活に関わる地域の企業や団体とのつながりを持ちながら取組を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、7項目にわたり基本的な考え方、答弁いただきましたけれども、より詳細に、7項目それぞれじゃないですけども、大事だと思う部分について伺いたいと思

ます。

認知症の人が暮らしやすい共生社会を実現するためには、認知症の本人の意思が最優先されるべきであり、本人や家族の意見を酌み取る場の設置が必要だと思いますけれども、さっきの答弁にもありましたけれども、より詳しくといたしますか、この辺詳細にお願いしたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

認知症になってもですね、お互いに支え合う共生社会の両立のためには、地域住民の理解とサポートが必要不可欠だというふうに考えております。認知症施策推進大綱の一つでもあります本人発信の支援としまして、ご本人自身が困り事を発信し、自ら支援を求めることができるように支援することが求められております。行政、医療、福祉、介護、各関係機関における支援はもとより、相談の場面を通しまして、ご本人の声に耳を傾けていけるようなことを図り、関係機関の委員で構成されているネットワークにおいても取り組める施策について情報共有をしていきたいというふうに思っております。

また、認知症家族の介護者交流会ですとか、認知症カフェの実施におきまして、ご家族の適切な対応について、情報交換だけにとどまらず、今後は認知症のご自身の声が出しやすいような工夫と検討が必要だというふうに考えております。

認知症の当事者、ご家族、支援する関係者、住民の方々も含めまして、具体的な取組について検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族の支えとなる認知症サポーターの存在は大きいと思います。サポーターが活躍できる場を増やし、支援活動を活発化させるため、サポーターと活動の場をマッチングさせる必要があると思います。その体制づくりについて、どのようなお考えかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただいた認知症の理解と、あと家族の支えということでございますが、認知症への理解を促進するために、町内の小中学校や各種団体等を対象にしまして、認知症サポーター養成講座を実施しているところでございます。これまで延べ4,458人の方に受講してい

ただいております。実際に支援をする機会が多くなる世代の養成が不足している現状にありますので、各種団体など、成人を対象とした養成講座の開催を積極的に働きかけていきたいと考えております。

認知症の人が安心して生活できる地域の見守りの体制や認知症サポーターやキャラバンメイトが自ら活動しやすい環境、認知症の人やその家族の支援につながるような仕組み、通称チームオレンジと呼んでおりますが、そういったことを検討していく必要があると感じております。キャラバンメイトとの情報交換ですとか、認知症ネットワークの会議の中でも話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） サポーターの方がより活動できる場をいろいろ考えて、そこでせっかくサポーターになっても活動する場がないと、なった意味がなくなると思いますんで、やっぱりサポーターに活躍してもらって、認知症の方を支える体制を整備していただきたいと思います。

次に、認知症で記憶を失ったり、暴力的な言動をしたりする人と意思疎通をスムーズに進めるための技法として、ユマニチュードが介護や看護の現場以外でも取り入れられていると言われています。認知症の方や家族が生きやすい環境をつくるために、ユマニチュードの普及に取り組まれることを提案したいと思いますが、この辺の考え方、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ユマニチュードについてでございますが、フランス語で人間らしさを意味しまして、または人間らしさを取り戻すという意味でも使われているところでございます。このユマニチュードにつきまして、認知症ケアの中では、あなたのことを大切に思っているというメッセージを相手が理解できるように伝えるために、見る、話す、触れる、立つ、この4つを柱とした、認知症の人に対する優れたコミュニケーションの技術の一つだと認識しております。

本町としましては、有効な手法の一つであると考えておりますので、認知症サポーターの養成講座ですとか地域のミニデイサービスなどを実施する際には、このユマニチュードの考え方を反映させて、認知症への理解及びケアの促進に努めていけるように、今後検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 一般の町民の皆さんにも、このユマニチュードの考え方をより広めていただきたいと思います。よろしく取組をお願いします。

次に、認知症の方にとっては、生活のあらゆる場面がバリアだらけだという認識で、認知症バリア化を推進する必要があると思いますけれども、この辺の考え方についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

認知症バリアフリーについては、認知症になっても住み慣れた地域で普通に暮らし続けることができるために、移動ですとか消費、金融機関での手続、公共施設、あらゆる生活の場面で障壁を減らしていくことだというふうに言われております。そのためには、認知症の人やその家族に対して理解と支援が必要だというふうに考えております。

現在、認知症の理解、知識の普及として、認知症サポーターの養成ですとか認知症ケアパスの周知、認知症カフェなど様々な事業を実施しておりますが、社会全体の関心と協力が必要だというふうに考えております。認知症の当事者やその家族の意見を聞きながら、生活に関わる地域の企業、団体の方々とつながりを持ちながら、それぞれができることから取り組んでいきたいというふうに思います。さらなる啓発・普及や連携強化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） なかなか認知症の人でなければ分からない、このバリアというものの存在、障がい大きさというのは、本人じゃなきゃ分かんないと思いますんで、この辺、本人の立場に立ってバリアフリー化に努めていただきたいと思います。

次に、地域での支え合いの機運を高めるためには地域住民の参加も不可欠と思います。地域社会の認識を変えるためにも、地域ごとの高齢化率や認知症の人の人数のデータを地域住民と共有し、認知症を自分事として考えるきっかけづくりにはと思いますけれども、この辺の地域との共有についての考え方をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまの認知症における地域の情報の共有化ということでございますが、こちらは地域の高齢化率ですとか認知症の人数等につきましては、現状を提示し、情報を共有することについては、自分事として認知症について考えるきっかけになるというふうに考えております。

人口や高齢化率については、地域ごとの把握、認知症の人数については、現在、全体数のみの把握となっております、介護保険の認定状況から把握できる加美町の認定証の割合ですとか、高齢化率のパンフレットにまとめてですね、加美町の健康情報として、ミニデイサービスや様々な場面で配布をしております。介護予防について考えるきっかけとして活用させていただいているというところでございます。

また、今年度、生活支援体制整備事業というものをやっているんですが、第2層協議体が旧町単位に設置されてきて、地域の支え合い、助け合いについて話し合う場面が持たれるようになっております。今後はですね、そのような場面を活用しながら、話題提供ですとか情報交換など、地域での取組について考える場面を増やしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 誰がいつ、高齢者になればいつ認知症になっても不思議じゃないという社会が訪れるとも言われてますんで、本当に認知症を自分事として考える環境づくりが大事だと思いますんで、取組よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、認知症の当事者が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常生活を継続できるように、偏見や差別を解消するため、基本的人権に根差した認知症感を新しい常識として確立する必要があると思いますが、見解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

議員からご指摘がありますように、自分事として社会的な周知も進めてまいりまして、そのような考え方に基づいて進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） それでは、2問目に移ります。

空き家対策について。

空き家の実数は年々増え続け、住宅・土地統計調査によれば、2018年には349万戸、2030年には470万戸になる見込みと推計されている状況の中、今年6月、空家対策の推進に関する特別措置法が改正され、行政がより積極的な対応が取れるようになったと言われますが、改正のポイントと我が町の対応を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問の2点目の空き家対策についてお答えいたします。

この空き家の問題に関しましては、増加の一途をたどる空き家が全国的な課題になっていることから、平成27年2月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村による空家等対策計画の策定や、著しく保安上危険または衛生上有害な、いわゆる特定空家への対応を中心に取り組んでまいりました。しかしながら、今後も急速な人口減少と高齢化が進展し、さらに空き家の増加が見込まれることから、令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、12月13日に施行に向けて、関連する法令や指針なども改正されることになっております。

今回の特別措置法の一部改正では、特定空家等による前段階で空き家の発生を抑制し、空き家の活用や適切な管理等を促進する対策の充実強化を図るため、1、空き家の活用拡大、2、空き家管理の確保、3、特定空家の除却等の3本柱で総合的に空き家問題に対応する改正が行われております。この法改正により、特定空家になることを未然に防止する措置が強化され、放置すれば特定空家になるおそれのある管理不全空き家に対し、市町村から指導、勧告することが可能となり、勧告を受けた管理不全空き家は固定資産税の住宅用地特例、これ6分の1等に軽減させる措置がございますけれども、が解除されることとなります。さらに、不動産登記法の改正に伴い、令和6年4月1日より、不動産に対する相続登記の申請が義務化され、相続で不動産取得を知った日から3年以内に登記申請が必要となり、正当な理由がなく、登記や名義変更の手続を行わないと過料の罰則が科せられるなど、所有者が不明な不動産の発生予防が強化されることとなります。

加美町の空き家の現状について申し上げますと、平成22年の空き家調査で206戸だった件数が、令和4年2月調査では、約2.2倍の456件に増加している状況です。

町では平成29年3月に加美町空家等対策計画を策定し、予防、適正管理の推進、利活用の推進、特定空家等の問題解決の3つの基本方針に基づく対策を推進しながら、最終的には空き家所有者による自発的な取組を促しております。

また、令和3年度から新たな取組として、空き家に関する無料相談会を開催し、空き家予防・適正管理の推進と空き家バンク登録による利活用の推進、この両輪で空き家対策を進めることで、特定空家等の増加防止につながるものと考えております。

今後、町ではこれまでの地道な取組を継続するとともに、各種法改正の内容を踏まえ、加美町空家等対策計画の見直しを行いながら、空き家の適正管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） それでは、細かいところをお聞きしたいと思います。

町内の空き家の総数について今答弁ありましたけれども、所有者もしくは管理者の町内外の内訳等、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。よろしくお願いいたします。

令和3年度に調査をさせていただきました空き家調査、こちらの456件の内訳についてお話をさせていただきます。

このうちですね、加美町、町内の方が管理・所有している方の割合が43.2%になってございます。また、宮城県内で管理・所有されてる方が39%、あと県外の方が所有または管理されている件数が16%、あと現在も調査中ではございますが、その所在を調査している件数が1.8%という形になってございまして、圧倒的に町外の方の管理、あるいは所有という方が多いような状況になってございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 要するに1.8%の方が所有、管理者が不明ということで理解してよろしいんですね。

それでは、固定資産税の納入状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

固定資産税の納付の状況でございますが、空き家だからとかという区別はしておりません。町に所有している建物に関して、所有者の方に課税をさせていただいて、納税をしていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 空き家での納税の状況は把握できないといいますか、区別していないという。さっきの不明の方は、当然、固定資産税も納まっていないというふうに理解してよろしいんだと思いますけれどもね。その辺はまたちょっといろいろな情報とも絡むのかも分かりませんので。

それであると、今回、利用可能な空き家、それから管理不全空き家、それから特定空家の3つのカテゴリーに、新しい改正でそうなるということでありますけれども、まだ施行されていない、この法律が施行前ということではありますけれども、この辺の3つに分けた場合の空き家の数の分類は、お分かりであつたらお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

先ほどお話をさせていただきました、令和3年度調査の456件の中をですね、これもまだ国のほうの明確な指針、ガイドラインという形が下りてきていない中ではありますけれども、調査をする段階で、やはりこちらとしても使える空き家なのかどうなのかというところを調査をさせていただきましたので、その辺の状況をお話をさせていただきます。

その当時の段階で利用可能と思われる件数につきましては240件。残りの件数のうち、現在、管理が適切でないということで、これ以外のところに対して、町から管理をしっかりしていただきたいという形で通知をしている件数がございます。その件数が62件、こちらから通知をさせていただいている状況でございます。

なお、一番最後になりますけれども、特定空き家という考えについてでございますが、こちらにつきましては、町民ですとか識見を有する方、あるいは警察・消防、こういった関係機関の方々に組織をします空家等対策協議会、こちらのほうにお諮りをして、そこで特定空き家という形の認定をしていただく形になります。こちらに関しましては、これまでこちらで特定空き家として認定をさせていただいたものは、現在のところはありません。

やはり時間とともに、どんどん空き家の状況というのは、使わないでそのまま残ってしまえば悪くなる一方でございます。やはり今回、特別措置法が一部を改正されまして、よりこれまで以上に県の役割ですとか市町村の役割、そして特定空き家になる前の段階から、自治体に取り組むべき方向性、そういったものが具体的に、少しずつではありますが示されております。このような内容を、町で計画しております空家等の管理計画、こちらのほうに新たに反映をするような形を取りまして、こういった特定空き家の防止、あるいは前段階の管理不全空き家、こういったところの防止と利活用、こういったところを進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 管理不全空き家と思われる部分、通知している部分が62件と、特定空き家となっている部分はないという、456件から利用可能な空き家が240、そして通知している部分

が62件、それ以外は通知ができないというか、なかなか管理不全空き家でもというか、このほかの空き家というのはどのような状況なのでしょう。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

要因としてはいろいろございますけれども、やはり空き家にはなっているんですけども、今後まだ使う予定がございますですとか、あるいは相続等々、そういったものがしっかりお済みでない、そういったものも、そういったものに含まれるかと思えます。今後もこういったところでもですね、活用できる空き家として、ぜひ利活用できるような方向で指導等々も行っていく必要があると思います。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 利用できる空き家は空き家バンクへの登録もされているとは思いますが、空き家バンクへの登録状況、また、成約の状況含めて、空き家バンクが機能されているかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

現在、空き家バンクにつきましては、平成24年の10月からバンクのほうを開設をさせていただいております。これまでの登録の累計の件数が87件、その中で、今年度、まだ年度の途中ではございますが、現在11件登録がございまして、年度の登録としてはこれまでの年度で一番多い形で今年度は推移をしております。

また、87件登録していただいた中で、成約に至っている件数が58件になってございます。

先ほど240件と、この登録件数87件の差、こういったところにつきましては、空き家バンクへの登録につきましては、あくまでも中の片づけがまず進んでいること、あと相続登記等々が済んでいること、そういったところを条件とさせていただいておりますので、やはり活用できそうな内容に関して、なかなか乖離しているところもありまして、こういったところの促進というところも、やはり推し進める必要があるのかなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 町としての空き家の活用の考え方とか、お持ちであればお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

やはりまず第一といたしましては、現在、町としても空き家バンクという制度をご紹介をさせていただいております。それで、令和3年度、先ほど町長のほうからも答弁でございましたが、無料の空き家の相談会というのも開催をさせていただいております。やはり第一には、早い段階で利活用につなげていく。あるいは、やはりどんどん増えていく可能性がありますので、空き家にしない。要は相続登記等々を速やかに行っていただいたり、あるいは建物等の登記を、要は速やかにお済みでないものはしていただいたり、そして、もちろん空き家バンクもそうですけれども、一般の不動産事業者様のほうに流通をしていただく、そういったところの道筋等々も指導させていただきながら、活用をまず進めていきたい。

あと、近年になりますけれども、やはりいろいろな事業者様のほうで人材不足という形のお話を伺っております。そういった中で、そういった人材を確保する際に、近場でない方々、あるいは外国人材も含めてになりますけれども、そういった外からの人材を活用したいと。そういった事業者様のほうでも、やはりある程度まとまった形でそういった方々に住んでいただきたいというお話もありますので、そういった事業者様のほうの、そういった社員の皆さんの寮的なそういったところに活用していただくところなんかも、近年ですとお勧めをさせていただいているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、相談体制についても若干触れられましたけれども、今、町が力を入れている空き家の相談会の状況について、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

空き家の相談会につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、令和3年度からひと・しごと推進課に事業のほうに移管をした際に始めさせていただきました。

これまでの状況をお話をさせていただきますと、令和3年度に初めて開催をさせていただいた際、町内、宮崎地区、小野田地区、中新田地区、それぞれで開催をさせていただいた回数が、トータルで6回開催をさせていただきまして、延べ件数で45件の相談をいただいております。

続いて、令和4年度につきましては、同じく町内それぞれの会場で4回開催をさせていただいて、37件の相談を受けております。

今年度につきましては、4回開催をする予定のところを今3回まで終了しておりまして、トータルで24件相談を受けてございます。

これまでで、3年間で、現在のところ106件相談を受けている状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この相談会をより機能、効果を上げるために、専門家にも入っていただいている相談会を開催すべきだという、しているところもあるみたいですが、この辺の専門家、不動産とか家屋の調査費とか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

現在開催をさせていただいておりますこの空き家の相談会、こちらに関しましては、県内で復興支援団体という形で活動していただいている団体のほうに委託をして実施をさせていただいております。こちら、構成をしている方々が宅建の資格をお持ちになっている方々、あるいは一級建築士、ファイナンシャルプランナー、あと行政書士さん、司法書士さん、そういった方々で構成をされている団体になってございまして、その相談のときにはほぼ同じ方々がそれぞれ対応に当たっていただいて、一度相談を受けたときに、また2回目に来たときに違う方という形ではなくてですね、同じ担当した方が、引き続き、その方の対応していただいて、あとは現地のほうも調査をしていただいたりしながら、その手続等々の指導をいただいている、そういう形で現在進めさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） まだ改正法が施行前ですが、管理不全空き家に行える行政による改善の指導、勧告とはどのような内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

今度の新たな法、一部改正によりまして、これまでですと特定空家に対しては指導、監督、命令、そういったものができる形になっておりましたが、今度の一部改正におきまして、その前段階であります管理不全と思われる空き家、そちらのほうにも特定空家と同じように、指導、勧告、命令という形を取ることが可能になるようでございます。そちらの勧告を受けるという形になりますと、固定資産税の免除措置、特例措置として、土地に関わる部分、建物の底地の

部分が、建物が建っていれば、面積に応じてですけれども6分の1まで軽減される、あるいは3分の1まで軽減される、そういった土地に対する課税の軽減措置がございます。そちらのほうを撤廃をするという形になり、土地の価格が6倍あるいは3倍になるという形の措置が、特定空家の段階から適用できるという内容になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、また新しい改正された法の中で、空家等管理活用支援法人の、何ていうんですかね、指定できるというようなことでありますけれども、我が町では活用支援法人とはどのようなものなのか、または我が町でそのような団体、NPO法人とかがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

こちらの空家等管理活用支援法人、こちらにつきましては、特定非営利法人ですとか一般社団法人、あるいは一般財団法人、こういったところが主になりますけれども、それ以外といたしましても、空き家等、そういった管理活用を図る上で、こういった同等の活動ができる、そういった法人であることという形に示されておるようでございます。

具体的には、所有者の方々からの依頼に応じまして、この空き家等の活用について専門的な指導を行えるかどうか。建築士さんですとか、宅地建物取引士さん、あるいは相談登記、そういった法務の相談に乗れるの方々、あるいは空き家をどのように活用していくかという形で、そういった指導できる方々であればという形の内容になっておるようでございます。

このようなことからしましても、町内でもそういった事業者様というのはいらっしゃいますので、指定をさせていただくことは可能ではないかというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 加美町では、今、特定空家に認定したものはないという、さっきの答弁でしたけれども、特定空家に報告徴収権というのが今回適用になるみたいですが、報告徴収権とはどのようなものなのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

こちらの報告徴収権という形になりますけれども、こちらは自治体の長、市町村長が特定空

家等に対します助言ですとか指導、あるいは勧告や命令、こういったものを行うに当たりまして必要な情報、そういったものを空き家所有者に対して求めることができますという内容になってございます。

具体的には、所有者に対しまして特定空家等の状態を是正、改善する意思があるかどうか、あるいはその活用をする考えはあるかどうか、そういったものをこちらから聞き取りをさせていただきながら、その指導等の後に何らかの改善を行ったかどうか、そういったところまで所有者に対して報告をさせる、そういったことが可能になるような形になってございます。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 最後に、全国的に空き家条例を制定する自治体が多くなっているように思いますけれども、我が町では空き家条例の制定についてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

この空き家条例につきましては、平成27年に空家対策に関する特別措置法、それがやはりできる前に関しまして、特に盛んに条例制定がされていたようでございます。国内で一番早く条例を制定したのが、平成22年7月に埼玉県の所沢市、こちらで初めて国内で条例のほうを制定をされているようでございます。その後、国のほうでも、やはりこういった空き家に対する取組、そういったものをやっぱり国としても後押しをする必要があるというところで、先ほど来お話をさせていただいた、平成27年に空家対策等の特別措置法を制定をされたと。

現在もですね、制定をされた後も、条例等々を制定している自治体もあるようでございます。そういったところに関しましては、国の法律だけではやはり示し切れない部分、特に災害対応等、緊急対応等、そういったときの措置等を補完するような形で、条例等でそういったところを定めているような状況もあるようでございます。

まずは今回の一部改正の内容等々、そういったところをしっかりと把握をさせていただきながら、その必要性については引き続き検討させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 空き家については、管理不全とか特定空家になる前に利活用できるように、強力に推進していただきたいと思っております。

3問目、熊被害対策についてお伺いします。

今年は熊の出没が多発しております。餌となるブナの実などが不作で、餌を求めて、人里に出現しています。熊の生息域の拡大で今後も出没すると思われれます。熊被害の状況と熊被害防止対策の現状と課題、さらに今後の取組の考えを伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問の3点目の熊被害対策についてお答えいたします。

今年は熊の出没・目撃情報が警察や役場に多数寄せられており、テレビや新聞紙等でも報じられているとおり、全国的にも異常事態と言われるほどになっております。

加美町における状況でございますが、11月28日時点で、出没・目撃情報は37件で、昨年度より30件増えております。イノシシのわなに熊がかかってしまう錯誤捕獲頭数は39頭で、昨年度より31頭増えております。熊の捕獲を目的とした通常捕獲頭数は11頭で、昨年度より8頭増えております。このように、昨年度より相当増加しておるといったようなのが今年の状況でございます。

被害につきましては、熊の餌となる栗や柿、干し柿、リンゴ、牛の餌、コイ、鶏等の報告を受けており、6月には人身被害が1件発生しております。

被害防止対策につきましては、出没・目撃情報があった場合は、警察署及び教育委員会と情報を共有し、現場周辺を巡回して注意喚起を行っているほか、町のホームページで出没情報をお知らせしたり、教育委員会からは出没情報を保護者に一斉メールで送信し、登下校時の注意を促すようにしております。また、住宅敷地内において柿等の被害があったり、市街地で複数回の出没・目撃情報があり、人身被害が予見される場合等には、加美町鳥獣被害対策実施隊と現場を確認し、県に捕獲許可申請、許可を得てわなを設置し、捕獲活動を実施しております。

冬眠に入るシーズンではありますが、餌不足により冬眠に入らない熊もいるとの情報もあるため、今後も注意喚起を継続し、人身事故が発生しないように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） かなり今年が多い状況であります。あったようです。答弁でも。

それで、熊の出没や被害情報はどのようにして町では収集されているのか。この件、答弁の報告の数はどのようにして収集されたのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

熊の出没情報に関する情報でございますけれども、まずその熊を目撃した住民などの方からですね、警察署、もしくは役場のほうに来ます。その場合は、お互いですね、こういう今、目撃情報がありましたというような感じで情報共有をするようにしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 出没の情報や被害の状況、注意喚起の情報等、今、答弁ではホームページにも掲載しているということがありましたけれども、そのほか、学校ではメールでの配信とかやっているようですが、そのほかの、それ以外での周知というのは、特別はされていないのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

住民への周知につきましては、まず目撃情報があった地域に、警察署、もしくは町のほうで巡回で赴きまして、注意喚起をまず促すという行為がまず第一番目でございます。その後、町のホームページであったり、あとは教育委員会からの保護者への情報発信というような流れでの周知を行っております。

また、今年度につきましては、役場周辺での目撃情報も複数回あったということで、周辺の区長さんにチラシなども配布して、周辺の町民の皆様にも周知を行ったところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 迅速なる周知が必要だと思います。かなりデジタル化も進んでいますんで、今、学校では子どもたち、父兄へのメール配信がされていますけれども、何かデジタルを活用した全町民への周知とか注意喚起も必要ではないかと思っておりますけれども、この辺、デジタルをも活用した考え方がないかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） デジタル技術の活用でございますけれども、まず役場内での情報共有の迅速化ということで、我々産業振興課の職員、総務課の職員、それから教育総務課の職員で、LINEアプリを活用しましてグループをつくっております。そこでですね、情報が産業振興課のほうに入れば、そのラインのほうに投稿して、総務課、教育総務課と、まずは迅速な情報共有を図ります。そうした上で、総務課からはホームページを通じて熊の情報を発信すると。教育委員会のほうは、今議員さんおっしゃったとおり、保護者への一斉メール送信を

行うといった活用しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） より充実していただきたいと思います。

それから、ツキノワグマは絶滅危惧種でもあるようですが、これまでは捕獲した熊を山に戻すとかということをやったというような、聞いたことがありますけれども、今は捕獲した熊はどのようにされているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、捕獲には通常捕獲と、あと錯誤捕獲とございます。通常捕獲につきましては、やはり捕獲した熊につきましては人命優先ということで、人身被害が予見されますので、通常捕獲の場合は捕殺しております。錯誤捕獲の場合なんですけれども、こちらにつきましては、捕獲した場所が民家が近くにある場合は、こちらもやはり人身被害が心配ですので捕殺しております。

ただ、場所が山の中とか周辺に民家がない場合は、専門家に依頼をしまして、麻酔銃で眠らせて、あとは山の奥のほうへ放すといった処置をしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 熊が人里に出没する原因として、ハンターの減少による狩猟圧力が減少していることも原因じゃないかと言われておりますけれども、この辺、町のハンターの現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 加美町のハンターの現状ということでございますけれども、そういった有害捕獲をする場合は、加美町鳥獣被害対策実施隊に依頼します。メンバーは猟友会になるわけでございますけれども、やはりメンバーも減少傾向にありまして、今年度当初時点で36名となっております、平均年齢も67歳という状況になっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 伊藤環境大臣が熊の捕獲などに係る費用の助成をする方針を示しておりますが、その後、国からは何らかの動きというか、情報があつたのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長です。

環境大臣からのそういった通達についてでございますけれども、現在のところはまだ町のほうには届いてございません。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 必要がなくなった柿の木などを、伐採を支援している自治体もあるようですけれども、加美町においてはそのようなことを支援する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

加美町におきましては、まだそういった柿の木の伐採の支援などは特に行っておりませんが、例えば、その家の柿1本切っても、隣の家によつぱり柿の木があれば、そちらに来てしまうということで、解決にはちょっと至らないのかと思うので、例えばまとまりのある区域での一斉伐採をしましょうとか、そういうのであれば、やはり効果が見込めるかと思しますので、ちょっとその辺検討してまいりたいと思います。

あと、それから、おとしでございますけれども、餌となる柿、鳥獣対策と、あとは未利用資源の有効活用という名目で、産業振興課の職員で、放置されている柿を収穫しまして、それを加美町振興公社のほうに提供いたしまして、振興公社ではそれを干し柿にして食堂の食材に使うなど、そういった取組もしておりますので、そういった取組をですね、地域で収穫し、それを食材として活用するなど、そういった取組も今後また検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） かなりわなで捕獲されたみたいですが、ちょっとわなの数が少ないんじゃないかという指摘も受けるんですが、この辺、わなの数に対する考え方、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長です。

熊捕獲用のわなの方につきましては、今年1基買いまして、現在3基ございます。ドラム缶を2つくっつけたようなわななんでございますけれども、今年につきましては、正直3基ではち

よっと足りない状況にまでなりました。そのほかに、鳥獣捕獲用のわなとして、イノシシ用の箱わなというものもございまして、こちら17基ございます。この多いイノシシ用の箱わなにつきましては、誤って熊が入ったときは、上から抜けられるように穴があいておりまして、今年はその上の穴を塞いで、それを熊の捕獲用に対応するなど、そういった対応をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ツキノワグマの被害を防ぐためにテキストを、熊のツキノワグマの習性とかいろいろなことをあれしたテキストを配っている自治体、どこに配ってるのか、学校なのかどこなのか、よく詳しくは分かりませんが、そんな自治体もあるようではございますけれども、この辺のテキストを作成して、町で作成しなくても売られているのかどうかも分かりませんが、この辺を、学校とかを中心に配る考えはありませんか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

やはり熊の被害に遭わないためには、熊を知らなくちゃいけないということもありますので、紙、もしくはデジタル版でホームページで公表するなど、そういったことをちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 最後に、石川県小松市においては、熊が人里に下りてこなくてもドングリが食べられる餌場をつくり、熊と人とのゾーニング管理を行うことで、熊と人が共生できる豊かな里山づくりに取り組み、成果を上げているようではございますけれども、このような取組についての所見を伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

餌場づくりとゾーニング管理による共生できる里山づくりということでございますけれども、餌場づくりというのは、熊の餌となるブナの木とか栗の木を植栽することになるのかなと思いますけれども、加美町、議員さんご承知のとおり森林資源豊かな町です。それでも今年は木の実が大凶作ということもあり、餌を求めて熊が人里に下りてきている状況でございますので、石川県の小松市でどのような餌場づくりをしているのか、いろいろと調べさせていただければ

と思います。

もう一つ、ゾーニング管理でございますけれども、宮城県におきましては、ゾーニング管理の実施までは至っておりませんが、保護地域、あとは緩衝帯、防除地域、排除地域との4つのゾーンを設定しておりますので、加美町もそのゾーンの考え方に合わせた対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 熊被害ゼロを目指して、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。14時10分まで。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告4番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告に従ひまして2点質問いたします。

最初に、放射性廃棄物の処理計画について伺ひます。

11月16日の放射性廃棄物処理等調査特別委員会において、「新しい処理方法」と題して、400ベクレル以下を超える利用自粛牧草・汚染ほだ木等の処理計画が提示されておりました。県からの情報提供ということで、県外事業者による処理ということでした。

先日、近隣の市において、未指定廃棄物8,000ベクレルを超える放射性廃棄物のうち、自然減衰で基準を下回った稲わらを業者に依頼して県外で焼却処理したという報道があったところでは。

また、大崎広域議会所属の一自治体が、11月からほだ木、12月から牧草を同じ方法で処理する情報もあります。

以上を踏まえた上で、次の点についてお伺ひします。

- 1、加美町の放射性廃棄物利用自粛牧草・汚染ほだ木の保管状況と今後の処理計画について。
- 2、県から情報のあった「新しい処理方法」の内容について。

3、処理業者が焼却する予定の県外地域、自治体だと思いますが、の内諾の状況等についてお伺いします。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） それでは、伊藤議員よりいただきました放射性汚染廃棄物の処理計画について、計3点についてお答えさせていただきます。

まず初めに、加美町の放射性汚染廃棄物の保管状況と今後の処理計画についてお答えさせていただきます。

保管状況と今後の処理計画についてですが、利用自粛牧草に関しましては、現時点で3,228.7トンございます。フレキシブルコンテナパックとガスバリアフィルムという袋に二重に入れて保管しております。

今後の処理計画につきましては、令和6年度に旧田代放牧場へ集約保管しているもののうち、400ベクレル以下の327.5トン農地還元により減容化する計画です。また、町内で一時保管している400ベクレルを超える利用自粛牧草につきましては、令和6年度から令和8年度にかけて約200トン県外の事業者への処理委託を計画しております。

また、放射性物質濃度や重量の再測定を実施し、400ベクレルを下回ったものにつきましては、引き続き、農地還元により減容化する計画です。

汚染ほだ木に関しても344.7トンございまして、現在も林地内で一時保管している状況であり、大半が土壌化している状況です。

今年度実施した一時保管者への意向確認の結果、このまま林地還元としたいとの回答が2,729トン、林地内で破砕した上で林地還元としたいとの回答が446.2トン、林地内から排出したいとの回答が269.5トンでした。このような結果から、令和6年度におきましても、林地内で破砕し林地還元を実施するとともに、林地内からの搬出希望分につきましては、県外の事業者へ処理委託することを計画しております。

2点目、県から情報提供のあった新しい処理方法の内容についてお答えさせていただきます。新しい処理方法というふうな表現でございますが、これは新しい処理技術という内容ではなく、事業者への処理委託という新たな処理方法の選択ということを、まずご理解いただきたいと思っております。

県からの情報提供の内容につきましては、処理の詳細な工程については、事業者の特定につ

ながる情報であるため説明は差し控えさせていただきます。

しかし、現在、担当課が事業者と協議を重ねており、処理工程や管理基準等について、法令上問題ない処理方法であることを確認しております。

また、加美町としましては、処理委託及び処理対象の搬出をもって終わりとすることなく、処理が完了するまで、事業者に進捗状況等を確認しながら進めていきたいと考えております。

最後に、処理業者が焼却する予定の県外地域の内諾の状況などについてご説明させていただきます。

本件は域外事業者への一般廃棄物の処理委託となるため、廃棄物処理法上、事業者の処理施設が所在する自治体との協議が必要となります。受入れ自治体には風評被害が生じないように、事業者名や所在自治体の特定につながる情報を非公開とすることを条件に、処理委託の受入れの内諾をいただいております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 最初に、まずはこれまで保管してきた状況について、これまでの隔離保管という保管状況の検証をしておきたいと思います。というのも、フレコンバックに包んで、福島で使用しているフレコンバック、いち早く採用したのが加美町だったかと思います。それを5年間に一度詰め替えをしながら、これまで保管してきました。いろいろな不都合もあったかと思いますが、全体的にこの物すごい量をこれまで保管し、隔離保管し続けてこられたのは、フレコンバックに保管して隔離しておくという方法が間違いではなかった、よかったんじゃないかというふうに私は思いますが、その検証についてはどういうふうに伺いでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長です。

まずその隔離保管、町保管分ということになろうかと思いますが、宮崎地区の旧田代放牧場跡地、あとそれから鹿原の町有地のほうに現在保管しております。

保管につきましては、やはり町で保管ということで、毎月、空間線量、もしくは土壌の測定に行って状況を確認している状況でございます。必要に応じて、雑草等生えていれば草刈りなども実施しております。

そういった定期的に管理してですね、適正な保管に努めているところではございますが、ただ一方で、農家保管分もございまして、農家の土地に保管ずっとし続けて、農家の負担になっ

ているという状況にもございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今お話があったように、空間線量を測ったり、土壌の汚染度を測ったり、それを公開して、町の広報に載せて知らせてきたというふうな、そういう努力のおかげで隔離保管がずっと継続されてきた。このやり方については、私は一定の効果があったというふうに私は思っております。

なお、今後、今おっしゃったように、農家保管もありますので、フレコンバックに詰め変えるという計画は、今後どのようにしているのか。たしか5年ごとというふうなスパンでやってきたかと思うんですが、それをどのように今後していくのか。

それから、濃度の再測定の計画についてもお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長です。

フレコンの耐用年数は5年ということを確認しております。その5年ということも踏まえて、前回、一度詰め替えといたしますか、一番最初のフレコンをまたそのままの状態新しいフレコンに入れるということで、現在二重のフレコンに入っている状況になっております。この5年という耐用年数も来年度あたり迎える時期にはなります。

町としましては、二重に保管されている状況を確認して、詰め替えの時期のほうを判断したいと思っております。

それから、濃度の再測定でございますが、一応町の考えといたしましては、来年度、田代放牧場のほうに保管している401から1,000ベクレル以下、このフレコンの再測定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、計画どおりお願いしたいと思います。

それから、先ほど新しい処理方法についてお話がありましたが、県からの提供ということで、どんな提供の仕方だったのかってお伺いしましたが、文書とかは存在するのでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

県からの情報提供でございますけれども、こういった業者がおりますという内容です、特に業者名、自治体名、そういったものが記載された文書ではなく、こういう処理をする業者が県外におりますというような資料は頂いておりますが、これも、やはり今回県外処理を引受けていただくに当たっての前提条件が非公表ということでございますので、担当者限りというようなことで文書のほう頂いております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 広域自治体の中で公表しているのが、ほかにも2町あるわけなんです、そういったところとの広域議会内での、同じ歩調を取るとか話合いをしているとかということはどうですか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

大崎広域、この大崎管内の市町との、この県外処理に関する調整でございますけれども、特にですね、大崎管内の市町でも県外処理をしているという情報は、新聞等を通じて知り得たこととございまして、特にほかの市町との話合いなどは特にしておりません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 具体的な内容についても、処理の内容だと思うんですが、やっぱり焼却は混焼という、今、大崎管内で取っているやり方と同じなのかどうか。あるいはまた別なやり方なのか、そういった内容についてはどうなっているのかお伺いします。

それから、業者名は明かせないというふうな条件のようですが、自治体の内諾についてはどんな状況になっているのか、どの程度の内諾になるのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

その処理の方法でございますけれども、町長の答弁にもございますとおり、今回、県外処理を委託するに当たっては、処理方法であったり、そういったものについては事業者の特定につながるので非公表とさせていただきたいということで、その辺については説明を控えさせていただきたいと思います。

すみません。自治体の内諾でございますけれども、こちらにつきましては、県からの情報提供があったときに、事業者が所在する自治体の内諾も得ていると、事業者と自治体の内諾を得

ていると、セットでの内諾を得ているという情報提供でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 事業者とセットで、自治体の内諾を得ているというふうなことだったんですね。

ちょっと資料を、タブレットにありますので映していただきたいと思います。傍聴資料の中に資料が掲載されてありますので、傍聴者はそれをご覧ください。3枚目のほう先に映してください。

これは平成28年の全県一斉調査の実施結果、宮城県内の放射性物質汚染廃棄物の状況とあります。この中身については、ご覧になれば分かるとおりでありますが、指定廃棄物以外の処理ということに、今、話が進んでいるわけなんです、問題はその下に書いてある文章、市町村長会議での合意に基づき、各圏域で8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理を進めてきたというふうに書いてありますが、8,000ベクレル以下の一般廃棄物扱いの農林業系の廃棄物の処理は、各自治体で処理することになっていたはずですが、それを広域圏内ということで、加美町は大崎管内で混焼という方法を取って、今、処理を進めているわけなんです、こういった各圏域、あるいは各自治体で8,000以下のものは処理すると言っていた、そういった特措法にも関連するんですが、それに抵触するのじゃないかと思うんですが、そこはどんなふうクリアしてくんでしょうか。お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

市町村長会議での合意事項の内容につきましては、市町村ごとに地域実情を踏まえて処理を進めることとしたものでありまして、県外事業者を活用した処理まで制限したものではありませんというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それはどこかに書いてありましたでしたか。記録として書いてある文章というか、あるんですか。今のおっしゃったこと。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 市町村長会議での合意の内容から、県外事業者を活用した処理までは制限していないという、我々の認識というものでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、1枚目の資料からもう一回見ていただきます。

これは情報公開条例を使って、大崎市の大崎耕土を汚染させない連絡会という団体が、大崎市に情報公開を求めて開示された文書です。

この大崎耕土を汚染させない連絡会というのは、10年以上も大崎の土壌を検査し続けている、地道な活動をしている団体です。その団体が、混焼の焼却炉の近辺とかにかかわらず、公園とか学校の周りとかの土壌を、溝とかの土壌の検査をしている団体です。

そこが開示請求したところ、ちょっとこの1枚目の文書を見ていただきますと、農林業系汚染廃棄物県外処理業務として、委託業務場所は黒塗りでした。それから、どこと話し合ったか、受注者ももちろん黒塗りでした。

その裏面になるんですが、2枚目の注文書というところも、件名はもちろん、農林業系汚染廃棄物県外処理業務、場所はもちろん黒塗りでした。

次は、3枚目は先に見ていただきましたので、4枚目を見ていただきます。

一応、情報公開をしていただいて開示された文書は16枚でした。16文書でした。私も見せていただきました。そのうちの10文書は、不存在のため開示できない。存在しない文書があったという、ちょっと理解できないんですが、10文書は不存在のため開示できないとありました。

そこで、この開示文書も全部黒塗りなんですが、目的地、団体名、相手方の出席者はもちろんなんですが、回答についてもこのように黒塗りの文書で、ほとんど9回くらいの打合せをしているんですが、もう真っ黒でした、ほとんどが。しゃべっている内容はもちろん、出席者も。それを見せていただきました。

それで、私が先ほどお話しした、県外で処理することは、みんな、市町村長会議で取決めをした、確認した、各自治体で処理するという事に違反するんじゃないか、矛盾するんじゃないかというふうな質問を、このとき団体もしているようでしたが、そのときに答えたのが、公開することにより、特定の者に不利益を与え、事務事業の円滑な執行に支障が生ずるため、開示できないというふうな答弁だったそうです。それから、市町村長会議の意向についてはどうなのかって聞いたら、事業者情報の秘匿が受入れ条件のため、市町村会議で話し合うことはできないという答弁だったそうです。

ということを知って、どういうふうにお感じになりますか。町長にお伺いしたいと思います。先ほど町長は、こういった方法を、400ベクレル超えのものについての保管は県外処理という

方法を取っていききたいというふうに、まだ決まっていないと私は思っているんですが、そういう計画についてお話しされたので、今のことを聞いてどういうふうにお考えになるのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 市町村会議での決定の中に、含意として県外焼却というのが想定されているのか、いないのかということに関しまして、伊藤議員からのお話を伺っていて、それはちょっと私どものほうでも確認はさせていただきたいなというふうに思って、お話は聞いておりました。

その一方で、考え方としまして、冒頭ありましたとおり、加美町の場合ですと、2011年の福島島の事故におきまして、様々な天候条件もありまして、これだけの汚染牧草が出て、今、旧田代放牧場に保管されているという事態、それをフレコンパックでということで、私は農家に散在しているよりも、あそこの場所に一元管理できている。また、このやり方というのは、ひとつまさに効果があったことだと思っております。

しかしながら、その一方でですね、その分私たち加美町にとって、これは東電の事故の被害者でございます。その中におきまして、やはり様々な観点から、農家の庭先にあるところ、方などは、早期にやはり処理してほしいという願いが、この10何年間あったのも事実でございます。ということも考えまして、少しでも、もちろんすき込みは今後もまた継続してやっていると、一方で、県からの今回の焼却というような、新しい処理ですか、に関しまして紹介があったということで、手を挙げさせていただいたという次第でございます。

ただ、冒頭に戻りますけれども、市町村会議のほうにもちょっといろいろと調査するという事は大切ななといったようなことは、今感じてお聞きさせていただいております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） いろいろ検討、調べていただきたいと思えますし、決定したわけではないんですけどねって確認をしたいところです。

というのも、県外自治体の受入先の自治体の内諾を一応得ているみたいなお話があったんですが、じゃあなぜ隠すんですか。なぜお知らせできないんですかという疑問が残ります。これを同じやり方で、もし加美町にそれが運び込まれるという逆の立場だったら、どんなふうにするんでしょうか。議会と住民とかにきちんと発表できる、できない、秘匿が条件の方法、処分方法だというふうに言われて、じゃあ発表しないままそれは処理、処分できるんでしょうか。そのことについてとても私は心配ですし、おかしいと思っております。相手にとってありがたい

もの、役に立つものなら喜んでね、お願いしたいところなんだけれども、相手にとって必ずしも役に立つものじゃない、逆に迷惑になる、困るもの、ありがたくないものですよね。汚染廃棄物ですから。それをあえて焼却して、処分して、その灰もどこかに保管する、埋めるということになるんですが、そういったことをほかに、ほかの自治体に押しつけることについて、私は非常に疑問だと思っていますし、このことを加美町住民にはどのような形でお知らせするかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） まず県外処理について、加美町民の方にお知らせということでございますけれども、特に町外で処理が行われるということでもございますので、特に今のところ周知方法というものについては、特に今のところ考えてはいないんですが。

ただ、加美町が逆の立場だったらとか、いろいろ今お話ありました。県外事業者につきましては、廃棄物処理に取り組むに当たりまして、放射能濃度を含め、各種基準を満たした廃棄物は通常業務の範疇で受け入れることを住民、地域住民に説明し了承を得てきているということございまして、相手側にも宮城県加美町の事情を説明し、理解をしていただき、今回その内諾を得ているという状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） とても切ないですね。苦しいと思います。というのは、お願いするとか、押しつけることになるということについては、とても私は切ないなと思います。情報を秘密にしないとできない方法で処理するということについて、ほかの地域も、ほかの同じ大崎管内の自治体もするから、加美町もいいかみたいな、そんな乗りではしてほしくないですし、向こうの自治体の人たちに公表できる、法にのっとってやっているから問題ないというのであれば、加美町住民にもきちんと公表できるはずだと思いますし、そういう公表できるようなやり方で処理を進めてほしいと思います。決して決定してほしくないです、まだ。いろいろな考えをもうちょっと検討してやってほしいと思います。

一応この1問目は、この質問で終わります。

2問目に入ります。

風力発電事業に関する現状と今後の取組について。

11月8日、町民15人による住民訴訟の第1回口頭弁論が仙台地方裁判所でありました。直接法廷で傍聴したいと思って、私も当日行きました。ところが、私がこれまで数少ないんですが、視聴した、傍聴したどの裁判の現場とも異なる光景で、内容を理解することが私にはできませ

んでした。

第1回口頭弁論の内容について、幾つか伺います。さらに今後の発電事業に対する町の考え方についてをお伺いします。

1つ目、原告の意見陳述内容。

2番目が、被告訴訟代理人（弁護士）の答弁書の内容について。

3点目が、河北新報報道にある「町側、訴えの却下求める」について。

4番目が、地上権設定契約手続の違法性、意見陳述の終わりの言葉に書いてありましたが、について。

5点目、風力発電事業者との今後の向き合い方についてお伺いします。

先ほど2番目に一般質問した佐藤善一さんの質問でかなり深掘りしていただいて、詳しくやり取りがあったんですが、私は少し違った観点でやっていけたらと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 風力発電事業に関する現状と今後の取組についてということで、5点伊藤議員よりご質問をいただきました。先ほど佐藤議員からの質問でもありまして、冒頭述べさせていただきましたけれども、訴訟継続中のこともございまして、同様にですね、なかなかこう、こちらからのコメント等を控えなきゃいけない部分もあるかと思っておりますので、さきにご了承いただければと思っております。

原告の意見陳述の内容についてに関してでございますけれども、第1回口頭弁論期日につきまして、法廷に私の訴訟代理人に出廷していただきました。また、町からは職員5名が傍聴し、弁論内容の報告を受けたところではございます。

内容につきましては、やはり原告の意見陳述ということもございまして、これはあくまで提訴に至った経緯、または心情、これは裁判に対する自分たちの正当性を主張するといったようなことでございます。ですので、その点に関しまして私ごとにかく言うことではないというような立場でございますので、考えを述べさせていただくと、またはそれに対する所見を述べさせていただくというのは、この場では控えさせていただきたいと思っております。

2点目、被告訴訟代理人の答弁書の内容に関しまして、これについてお答えさせていただきます。

これに関しましては、訴訟代理人の弁護士にも確認させていただきまして、答弁書の件に関しては議会でお話しさせていただいても差し支えないといったようなご助言をいただいております。

ます。

全て読むわけにもいきませんので、内容としまして、簡便に要約をここで説明させていただきたいと思っております。

答弁書の内容を要約しますと、条件付地上権設定契約につきまして、原告らの請求趣旨は、第12条第2項、第3項及び第5項が削除されるか、同契約の違法状態が解消されるまでの間、各土地を合同会社JRE宮城加美に使用させてはならないとのことをございました。また、それらのことを合同会社JRE宮城加美に求めることを怠る事実が違法であることの確認を求めることの2点であります。

それに対しまして、被告の主張としまして、これは私どもの主張ということになりますけれども、原告らの指摘を受け、真摯に再考し、2023年7月27日付で町と合同会社JRE宮城加美が覚書を交わしたこと、これ権利の放棄などを行う場合、必要な手続を得ることを条項に追加したことになりますけれども、また、原告らから指摘された不利益条項の見直しの必要性を認識し、既に合同会社JRE宮城加美と見直しの折衝を行っているといったような対応をしております。

したがって、原告らの求める請求の趣旨は、1、差止め及び違法確認の対象となる事実が既に実現していること、2、回復の困難な損害を生じるおそれがなくなったことから、本訴訟における訴訟要件を満たさないため、訴えを却下することを求めるという内容をございました。

次に、3番目、河北新報の報道にある、町が訴え却下を求めるについてでございますけれども、これ先ほどの答弁書の内容と重複しておりますので、これ以上のことは、先ほど以上のことは、やはりまだ裁判継続中ということで差し控えさせていただきまして、2番目の答弁、重複しているということで、回答と代えさせていただきたいと思っております。

地上権設定契約の手続の違法性についてですけれども、やはりこれも意見陳述で出されておるわけですけれども、あくまでこれもまた提訴に、または今回の裁判の争点になっておる部分に関してですので、司法判断というのがどのように下るかということまで、やはり私の立場からのコメントは控えさせていただきたいと思っております。

最後に、風力発電事業者との今後の向き合い方についてということで、その質問につきまして、所信表明で述べた点を踏まえ、町政懇談会におきましても風力発電事業者に対する町の対応を説明させていただいております。

合同会社JRE宮城加美に対しましては、発電設備並びに周辺施設の安全性に今以上に留意し、風力発電事業に対してさらなる住民理解を得る不断の努力を怠らないように、しっかりと

指導していきたいと考えております。また、立地計画を進めますグリーンパワーインベストメントと日本風力エネルギーに対しましては、今後とも町有地を貸し出さないこと、保安林の解除に同意しないことを伝えております。町民の皆様にもお伝えしたこの方針で、事業者に対して対応していきたいと考えております。

また、合同会社JRE宮城加美とは、先ほども申し延べましたが、地上権設定契約の見直しに向け具体的な協議を進んでおります。協議が整いましたら議員の皆様にご説明させていただく考えでおります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ほとんどが答えることができないというふうな回答でしたが、ちょっと私の感じ方も含めてお話しさせていただきます。

1と2の関連、3も関連しますが、当日は、裁判当日は原告2人の主張があった後、普通は弁護士とのやり取りがあると思っていたのに、それはなく、裁判長が原告側の弁護士にマイクを使用せずに、どうしますかって私語をしていました。マイク通さないので私たちにはほとんどかすかにしか聞こえませんでした。大勢の傍聴者にも聞こえていたとは、前の方は聞こえていたかもしれませんが、後ろの人には聞こえていませんでした。また、被告側の弁護士の発言はなかったにもかかわらず、11月9日の朝日と河北の新聞の記事には、いかにもやり取りがあったかのような構成になっておりました。

原告側の主張については応援団に配付されていたようなので、主張はみんなプリントを見ていたようではけれども、私たち、私には渡ってはきませんでしたので、原告の主張もよく分かりませんでした。画面に映してくれたのはよく読んでいたので分かりましたが、マイクを通して文章を読み上げた人のはよく聞こえませんでした。

それで、被告側の弁護士の主張について、どんなことを町はお願いしたのか、どんなふうな主張をしたのか、ぜひとも聞きたいと思って今日質問したわけなんです、なかなか難しいですね。今お話ししていただいたんですが、とても早口で、何か聞き取れませんでした。

それで、ちょっと私、9月30日の朝日新聞の質問に町長が答えていますが、原告の主張をのんでもいいと思っています、もちろん契約の見直しと連動しますという前段があって、それで原告の主張をのんでもいいと思っていますというふうな発言がありました。それと今訴えの却下を求めるという基になった発言との間に、何かちょっと矛盾があるような気がするんですが、そこをどんなふうに解釈したらいいのでしょうか。説明してください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 再質問で、結局は、考え方をご説明させていただきますと、原告側が、例えば法的なものを鑑みたときに瑕疵があるのではないかといったような指摘があるわけですが、その中におきまして、例えば契約不利益条項という、債権の放棄等の第12条に関しまして、幾つか問題点を提起しているわけですね。それに関しまして、じゃあ法的に見たときに、その契約が違法性があるとかないかということに関しまして、判断するのが司法の場だというふうに思っております。ですから、私たちは、そこに関しての手續論、先ほど佐藤議員のとき、総務課長も随分と様々説明させていただきましたけれども、司法の法的には、こちらとしては瑕疵はありませんから、原告側の訴えは棄却しますといったような対応で臨ませていただいているといったことがまずあります。

ここからは法の判断と少し離れさせていただきますと、この裁判を終結に向かって、お互いに原告側と被告側、つまりは一般的な言葉で言わせていただきますと、和解というものをしていくことが一番の早道でございます。というふうになったときに、例えば原告側が求めてくる、法的には決して手續上瑕疵はなかったけれども、不利益だというふうに指摘している部分に関して、仮にJRE側がその交渉がいいですよと云ってくださっている状態であるならば、町としては、決してマイナスなことはないわけですね。ですので、私は法的な瑕疵と法的な是非論とは別に、原告側との早期の和解、そしてこの裁判の終結というものを狙ってですね、そのようなふうに、方向性で考えているといったようなことでございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 和解の道を探っていきたいという思いは分かりました。

それでまた裁判のちょっと続きなんですけど、これもマイクを使わずに裁判長が弁護士に発言していたことは、私には驚きでした。法定外でやりますかとか言って、マイクを使っていませんのでこんな感じです。法定外で話合いますかというふうなことを、私語で声かけていました。かすかに聞こえていたんですが、ということは、裁判という方法を取らずに、法廷の外で、別室で、業者というか原告側と町の弁護士側と話合いをしてやっていきますかということ、和解の方法を探る、和解の道を探るというのは、そういうことを指しているんですか。裁判という方法じゃなく、話合いをして、和解の談合、何ていうのかな、話合いで解決していきましょねというふうなことも弁護士さんにはお願いしてあったのでしょうか。それをちょっと確認したいと思いました。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君）　ありがとうございます。

今ちょっとかなりデリケートな部分になってくるとは思うんですけども、通常、和解の方法というのは何も悪い意味で伊藤議員も使われたとは思いませんけれども、談合とかそういうことではなくて、通常やはり例えば刑事裁判ですとね、何か明確に、例えば殺人であったり強盗であったりといったような白黒が明確につきますけれども、このような行政裁判になりますと、やはりお互いの歩みどころというものを探るといような話合い、ですから訴訟代理人である私たちもですね、弁護士の方ですけども、常にやはりどういうふうにこの裁判を終わらせたいかということに関しましては、常にお願ひしております。当然にそれは、代理人同士で話し合っていたらいいということ、これは通常のことでございます。

ちょっと、ですので、そのときに私も出席しておりませんでしたので、ちょっと実際その法廷の場で、1から10まで何があつて、どういう話かというのは、ちょっと今教えてもらっているような状況でございますけれども、通常の方法が、その中で話し合われていたというふうに私は認識して、今のお話聞いても認識しております。

○議長（早坂忠幸君）　伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君）　現場にいなかったということもありますので、伝わるのが少ないかもしれませんが、先ほど契約の経過に瑕疵はなかったというふうなこともおっしゃっていらっしやいましたよね。町長さん。であればという言い方を、仮定の言い方だったかとは思いますが、例えば11月9日の朝日新聞に、契約の問題点について問われたときに、災害などが起きても事業者の財産の範囲でしか費用が請求できないとか、倒産などで支払い能力がなくなった場合、町が負担しないといけない内容に読めるというふうにおっしゃっています。そう新聞に書いてありました。

というふうに疑いがあるというふうな言い方されていたんですが、私も全く門外漢ですので、間違っていることもあるかもしれませんが、調べてみました。契約締結に当たって、町もJREも、東北電力とか地方銀行のおおののところで顧問の弁護士さんを抱えていらっしやると思います。そういった弁護士さんとか、法務担当部とのリーガルチェックを受けていると思うんですが、そういう人たちが全く間違いを犯すような、そういう本当に素人でも分かるような、どっちかに不利で、どっちかに有利なというふうな契約の仕方をするのだろうか、よく分からないんですが。リーガルチェックというのは項目が幾つかあつて、不当不利な条項はないか、お互いにとって、相互の利益バランスは適切なのかどうかとか、トラブルを想定した対策をど

うするかとか、たくさんの細かいチェック項目がありますが、そういったチェック項目を踏まえた上で契約を結んでいるかと思うんですが。そこで、どうも違法性があるように思われる、見えるというふうな言い方については、私は今までやってきた、契約を結んできたやり方に間違いがあったというふうに受け取りがちなんですが、受け取ってしまいがちなんですが、間違ったというふうな言い方になるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 伊藤議員、一つだけちょっとご認識いただきたいんですけども、私、違法性があるとは言っていない。違法性があるとは言っていない。違法性があるとかないとかというのが司法判断にもなりますけれども、私自身は違法性があるとはどこでも申ししておりません。

ただ、さっき読めるというふうに書いてあったからお読みいただいたんだと思いますけれども、例えば場合の想定におきまして、将来的に何でしょうか、何か災害等があったときに、または向こうの例えば破綻しましたといったような状況において、例えば風力発電所がですね、そのまま放置されましたとなった場合、加美町としてはどこにも、例えば撤去費用を請求するといったようなことができなくなった場合、自腹を切らなきゃいけないといったようなことが、そういう場合があった場合、加美町が自腹を切って風力発電所を撤去しなきゃいけない場合もあるかもしれないといった場合を想定します。そうしますと、今の契約書の場合ですと、そういうときになったら、はい、加美町さん払ってくださいねとなるやもしれません。今の契約書のままでは。ですから、そういう指摘なども原告側から受けているわけですから、その部分に関しましてですね、契約の修正ということに関して、JRE側に対して、どうですか、修正できますかというふうな問いかけをしたときに、交渉をさせてくださいというふうになっているのが、今の現段階でございます。

ですので、違法性があるからとかではなくて、あくまで、私自身、その法、何でしょう、今回の場合ですと、今原告の話になっていますけれども、指摘を受けた箇所というのは、違法性がどうのこうのではなく、加美町が損しないような契約に直したらいいんじゃないですかといったような意見かというふうに解釈しております。

ですので、今それに対しまして、JRE側がいやそんなの嫌ですと、一度決めた、ここまでやった契約書に関して、修正協議には乗りませんって言われれば、またそれは、また話も違いますけれども、それを言ったときに、じゃあ今後考えさせてください、一緒に考えさせてくださいというふうに言われまして、お互い合意しまして、今、その話合いを始めたといったよう

な段階でございます。

それは違法とか何とかということ、私は新聞等のコメントでも指摘しているものではございません。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先ほどもこの件に関しては善一さんとのやり取りがあったかと思いますが、じゃありーガルチェックをしたときに、そういったことも全く考えもせずに、そういったことを想定しないで契約を結んだのかというふうな疑問が残るんですが、そんなことはあり得ないだろうなということと、それから、もし仮にそういった現実的に何か災害、町にとって不利益なことが想定されるというときには、それに対してすぐ対応できるような方策を取っていくんだというふうなことが、このリーガルチェックのときにも、きちんと想定されて、話し合われたというふうに私は解釈しているんですが、そういうことは、そういうふうなチェックの仕方はなかったのかどうか、今聞いてもしようがない、時間もありませんので、そこについてはまだ疑問が残るところです。

もう一つ、最後の質問になりますが、風力発電事業に対する町の対応についてなんですけれども、町政懇談会の資料について、合同会社JRE宮城加美に対しては、さらなる安全性の向上と、今以上に住民理解を得ることを指導していくとか、契約の見直しを要請していくというふうな姿勢について書いてあります。

それから、グリーンパワーインベストメントと日本風力エネルギー会社については、町有地は貸し出さない、保安林の解除に同意しないというふうにあります。最後の資料出してください。

これは、風力発電反対されたそのチームから、風力発電反対請願の採決結果が3月に出たものなんです。その結果なんです。項目3、加美町長に対し大規模風力発電計画における全ての保安林について、指定解除の同意書を出さないよう強く求めてくださいというところは、反対9、賛成7で不採択でした。

4番目の加美町長に対してありますが、大規模風力発電計画において、町有地を貸与しないよう強く求めてくださいというの、議会の決議としては不採択でした。

何年たとうとも、あるいはまだそんなにたっていませんが、この町議会での決議を、やっぱりきちんと踏まえて対応、今後の風力発電の事業に対しては対応していくべきだというふうに考えますが、この決議についてはどういうふうに、町長、お考えでしょうか。お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） すみません、これお聞きしてしまうと、反問になっちゃうんでしょか。何か確認だったらよろしいですか。ちょっと何かご指摘下さい、間違っただけを聞きましたら。

ちよつとこの文意に關しまして、逆に教えてご指導いただきたいところもございませう。例え、3番の加美町長に對して、大規模風力発電計画における全ての保安林について、指定解除の同意書を出さないよう強く求めてくださいというふうな、これ請願が上がりました。ということ、これ請願を出された方は、主語は議会はということになるかと思ひますけれども、強く求めることをお願ひしますということをお願ひしているわけございませうね。そうですよね。ですから、それを強く求めるか求めないかの判断をなされたというのが、この決議ではないかと思ひますが、私間違っていたら、ご指摘の段、よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん、時間ないんですけれども。どうぞ。（「1回だけ」の声あり）

○8番（伊藤由子君） 議会に言われたことだから、自分には何というか、あんまり對して關係ないというふうにお思ひではないですよね。議会に對して求められたことで、町長に對して求められていることではないというふうに解釈しているわけではないですよね。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） すみません、つまり、請願者が、議会に對して、今でしたら私に對して指定解除同意書を出さないよう強く求めてくださいって議会にお願ひしました。ただし、それに對しては、町に對してそれはしませんよというふうな採択の決議ではございませうかというふうな問ひかけというか、ことございませう。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 議会の考え方、議会の姿勢、これに姿勢が表れているというふうにお思ひます。そういった姿勢を尊重していただきたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） それでは、後日もう一回、一般質問でやり取りしてください。

以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

15時20分まで休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告5番、11番沼田雄哉君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひします。

〔11番 沼田雄哉君 登壇〕

○11番（沼田雄哉君） それでは、定例会の初日、一般質問で5番手になります。よろしくお願いいたします。

現在、町では来年度に向けて予算編成など、いろいろと検討を重ねていると思います。石山町長の公約実現に向けて、どのように進めていくのか注目をしていきたいと思います。

私からは大きく3つ、内容については、既に9月定例会で触れているものや、今定例会において触れているものなど、重複するところがあるかと思いますが、同じことにはなりますが、町民の方に分かってもらうためにもご理解を賜りたいと思います。

それでは、1つ目として、小野田・宮崎地区の地域振興について。

小野田・宮崎地区における金融機関の移転・統廃合に伴い、金融窓口は郵便局のみとなり、人口減少や地域が衰退していく一因となっています。

このような現状に対して、今後どのように各地区の活性化に向けて取り組んでいくのか、以下の点についてお伺いいたします。

- ①各地区の地域振興策の具体策について。
- ②交流人口の拡大や人口回帰への取組について。
- ③空き家・空き店舗対策について。
- ④にぎわいづくりへの取組について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） まず、沼田議員より質問いただきました小野田・宮崎地区の地域振興につきまして、4項目に関してお答えをさせていただきたいと思います。多少答弁長くなるやもしれませんが、ご了承くださいませ。

まず、各地区の地域振興の具体策についてお答えさせていただきます。

小野田・宮崎地区における地域振興の具体策につきましては、これまで道路整備、地域公共交通の確保、民間企業の誘致、町有地の売却による移住定住促進施策の展開、高齢者向けシルバーハウジングの整備も含め、小野田地区においては、薬菜観光施設群の充実、宮崎地区においてはどどんこ館を整備し、地域振興活性化に取り組んでまいりました。これらのことを行ってきたとしても、金融機関の撤退や人口減少、少子高齢化などの課題が解決できないのが現状でございます。

私が町長に就任し、これまで所信表明や町政懇談会においても力を入れていくと申し上げていることの一つに、宮崎地区の袋小路解消に向けた道路の整備を掲げております。道路の整備により、中長期的になりますが、企業を誘致し、若者が定着できる環境を整備してまいりたいと考えております。

小野田地区におきましては、薬菜観光施設と尾花沢市の銀山温泉等との連携により、台湾などの海外のインバウンド需要を取り込みたいと考えております。また、鳴瀬川ダムの整備につきましても、これから十数年にわたり工事関係者が滞在することになりますので、これらを地域振興につなげる取組も必要だと考えております。

小野田・宮崎地区が住みよい地域となるよう、住民バスの在り方も検討しながら、地域振興や地域の活性化に取り組んでいく所存でございます。

2つ目の質問に答えさせていただきます。

交流人口の拡大や人口回帰への取組についてお答えさせていただきます。

町では、令和3年度に加美町観光ビジョンを策定し、重点施策として、自然景観、食、多様なアクティビティ、伝統文化に関連したアクションプランの推進を図っております。小野田・宮崎地区にはその要素が既に備わっており、例えば温泉やトレッキング、陶芸体験、キャンプ等アウトドア、直産施設や食文化など多様なコンテンツが既に観光客等へ提供されております。

一方で、そうしたコンテンツの情報が、観光客を含め市場へ十分に知れ渡っていないのが現状であり、そのため大手旅行会社が加美町を知らなかったり、問合せ先が分からなかったりと、利用者の停滞にも構造的な原因があることが分かってまいりました。

町としましては、そうした原因を解決するため、旅行会社や一般観光客が情報を把握しやすいよう、多様なコンテンツの整理を進めてまいりたいと考えております。旅行コンテンツのタリフ化と言っておりますが、そのような情報の整備によって利用者増を目指し、小野田・宮崎地区の地域資源を生かしたコンテンツに魅力を感じて誘客を促すとともに、隣の銀山温泉や鳴子温泉、あるいは平泉といった有名観光地と連携した広域観光ルートの推進も図りながら、さらなる交流人口の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、人口回帰につながる移住定住推進の施策についてお答えします。

移住定住の取組については、子育て世帯や生産年齢人口の拡大に向けた実効性のある取組として、ファミリー住ま居る住宅等取得補助金や、ターゲット20と称した20代までの若者の移住定住支援事業を実施しております。

ファミリー住ま居る住宅等取得補助金事業は、新婚、子育て世帯、移住者の土地、住宅取得やUターン世帯の増改築を支援するもので、最高100万円の補助金を交付しております。事業を開始した平成27年度から令和4年度末までの8年間の交付実績は、交付件数257世帯、入居者は887人となり、このうち移住者は94世帯、280人となっております。また、交付件数の約半数に当たる131世帯は町内業者による施工となっており、人口減少の抑制と地域経済の活性化に大きく寄与しているものと考えております。

次に、ターゲット20事業では、20代までの若者等を支援する4つの事業を実施しております。

1つ、奨学金を返済している方に対し、最大20万円を最長5年間支援する奨学金返還支援補助金、2、進学や就職で転入し賃貸物件に入居している方に対し、単身の場合は6万円、結婚世帯は10万円を最長5年間支援する若年者移住促進家賃補助金、3、初めて就職する方に対して10万円を支援するふるさと就職奨励補助金、4番目、結婚を機に転入する方に対して引っ越し費用や住居費の一部を最大30万円支援する結婚新生活支援補助金の4つの事業を実施し、令和3年度は62件、令和4年度は77件、合わせて192件を交付しております。

これらの取組については、町のホームページや広報紙でのPRに加え、加美商工会や企業にも周知することで、雇用している社員の方々や社員募集時のインセンティブとして活用を促し、若者から新婚、子育て世帯の移住定住に努めております。

答弁、質問3番目、空き家・空き店舗対策についてお答えさせていただきます。

まず初めに、加美町の空き家対策についてに関してお答えします。

平成29年3月に加美町空家等対策計画を策定し、予防・適正管理の推進、利活用の推進、特定空家等の問題解決の3つの基本方針に基づき、各種施策を進めながら、最終的には所有者本人による自発的な取組を促しております。

一旦空き家になり適正に管理されなくなると、賃貸や売買などの活用が難しくなり、そのまま放置されることで、建物の倒壊や保安、衛生上の危険が増すことから、空き家になる前から相続などの手続について周知を図るとともに、常日頃から相談できる体制づくりを構築し、空き家発生抑制と空き家の有効活用を両輪で促進することが重要になると考えております。

また、令和3年度から新たに司法書士などの専門家で組織された団体に業務を委託し、空き家に関する無料相談会を開催しております。相続登記や利活用、解体、除却に至るまで、多様な相談に即時対応することで、空き家発生抑制に努めるとともに、空き家バンクへの登録や不動産事業者を紹介するなど、空き家等の利活用支援にも積極的に取り組んでおります。

今後は国の空家等対策の推進に関する特別措置法等の一部改正に伴い、空き家の所有者はこ

れまで以上に適切な管理が求められることから、広報紙やホームページ、空き家相談等を通じて、改正内容の周知を図るとともに、加美町空家等対策計画の改正を行いながら、空き家の適正管理に努めてまいります。

空き店舗について、空き店舗対策についてお答えします。

空き店舗対策は、空き家対策同様、即効性のある具体的施策を打つのが難しい分野です。中長期的になりますが、1点目の地域振興策のご質問でお答えしました、宮崎地区の袋小路解消に向けた道路の整備により企業を誘致し、若者が定着できる環境を整備する、薬菜観光施設と尾花沢市の銀山温泉等の連携により、台湾等の海外のインバウンド需要を取り込む、または鳴瀬川ダムの整備による波及効果など、これらの施策を展開するに当たり、居住やにぎわいをつくる拠点として、空き家・空き店舗の活用を検討していく必要があると考えております。

以上になります。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ただいま、小野田地区、宮崎地区の地域の振興についてということで答弁をいただきました。答弁の作成のために時間を取らせたこと、大変恐縮に思っています。ご容赦いただきたいと思えます。

この地域振興については、加美町だけでなく、全国、多くの自治体が抱えている課題でもあります。今回、通告するに当たって、なぜ小野田地区、宮崎地区と特定したのかと申しますと、加美町は平成15年の4月に誕生しました。中新田、小野田、宮崎と、3地区別に合併当初の人口と今年10月末の人口を比較してみました。中新田地区が合併当初の約85%になっています。小野田と宮崎地区が合併当初の約65%、66%ぐらいになっております。中新田地区と小野田・宮崎地区、大きな開きがあります。そのようなことから、小野田地区、宮崎地区と特定をさせていただいた次第でございます。ご理解をいただきたいと思えます。小野田・宮崎地区にてこ入れをすることによって、当然、中新田地区の地域振興も図られてくると思えます。そうはいってもなかなか難しい問題もありますけれども。

そこでお伺いをいたします。

先ほどの答弁の中で、宮崎地区の袋小路解消に向けた道路整備により企業を誘致し、若者が定着できる環境を整備していくということですが、この企業誘致の現状といえますか進捗状況、どうなっているかお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。よろしくお伺いいたしま

す。

現在、加美町の企業誘致につきましては、現在、宮城県のほうに進出をしてくださってあります自動車産業、あるいは高度電子機械産業、そういったところを中心としながら、あとは加美町の特色といたしまして、地下水を豊富に有している土地柄がございます。そういったところからも、食品系の事業者様に多く立地をしてくださっている状況がございます。

そういったところの、宮城県あるいは東北地方の誘致の特性、あるいは町が持っている地域の特性、そういったところを生かしながら、そういったところが企業誘致として来ていただけるような、さらには加美町のほうに既に立地をしてくださっている事業者様、35社ございます。こういった事業者様と協力・連携を図りながら地域振興にご協力いただける、そういった事業者様の誘致活動を中心に行わせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 今、トヨタどうのこの出たからちょっと申し上げますけれども、台湾の半導体製造大手が大衡村に新工場を建設します。そして1,200人ほどの雇用が見込まれています。加美町も当然通勤圏の範囲内にあると思われましてけれども、この辺、アクションを起こしているものか伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問いただきましてありがとうございます。

今回の台湾の半導体工場の大衡村への進出といったことに関して、先般、知事の話を通じて伺う機会がございました。知事の考え方としましても、これは何も大衡村だけに資することではなく、県北一円、または宮城県に経済的な波及効果を及ぼすといったことを期待しているといったことになるかと思えます。というようなお話をされておりました。

それにおきまして、今、沼田議員よりもお話ありましたとおり、台湾からも1,200人とか1,500人とかというような台湾の方々、また地元の方々の雇用、または関連企業の進出といったことも、今後情報をしっかりと取りながら考えていかなくてはならないのかなというふうに思っております。

まだまだ計画段階とも言えないような考え方の一つでございますけれども、やはり企業を誘致するということになりますと、やっぱり工場用地なり、企業のための、いわゆる土地というものをごきちんと整備するということも重要であるということになりますと、やはり今後も皆さんと一緒にですね、そういうことの計画ということも議論させていただかなくてはならないの

かなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 宮崎地区の旧家畜市場跡地、ここについて企業誘致も視野に入れていると思いますけれども、今後の活用方策、何か考えていることがあればお伺いをしたいと思いません。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

旧家畜市場につきましては、現在、普通財産ということで管理をさせていただいております。特段、普通財産でございますので、目的を持っていない土地でございます。

現状といたしましては、畜産農家が定期的にご利用されているということと、あと、いろいろなことでの活用がされておまして、例えば近年ですと映画のロケ地に利用されたりとかですね、あと一部を建設業の方に事務所としてお貸ししたりとかというような活用がされている状況でございます。

施設の個別計画上では特段の計画というのはございませんので、今のお話のような、誘致企業の適地といいますかですね、としては、利用は可能かというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 分かりました。

次に、鳴瀬川ダムの建設工事、昨年度から始まっておりますけれども、この工事事務所、所在地は大崎市になっております。また、工事関係者の多くが他の市町村から通勤をしているのではないかと思います。

加美町がどのくらい恩恵を受けているのかなと、ちょっと疑問に感じる場所もあります。もっと地域が潤うように進めていくことが必要ではないかと思います。

このことについて、国や県と何か具体的な検討が行われているものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

議員さんおっしゃるとおり、工事事務所の所在地は大崎市にありますけれども、用地相談や契約、そのほか調査業務の拠点として、西小野田地区の公民館を活用してもらっているところなんです。あとまた、今年度実施している工事の中には町内の建設会社が事業に携わっております。

それで、工事のほうなんですけれども、来年度から数年かけて転流工工事って言って、筒砂

子川の付け替え工事が始まりまして、それが終わるとダムの本体工事に着手していくという流れになっています。その頃になりますと、付け替え国道のほうも、盛んと工事が始まってくる時期になってくるんだらうと思うんですけども、そうしますと、大体700人とか、ピーク時には700人とか、それ以上を超える工事関係者の方々が事業に携わると聞いております。それで、それらの方々は、当然、宿舎というのが必要になってきて、工事現場に近いところに設置される可能性が高いのではないかと。先進地ダムのほうを視察しても、その現場の近くに宿舎というものがございまして、そういうものが設置される可能性が高いのではないかと見込まれておりまして、加美商工会のほうでも、先般、先進地の商工会のほうに視察をしまして、勉強会なりをされているというふう聞いております。

また、町としましては地権者会からの要望でしたり、あと地域振興策に関してでしたり、町とあと議会との名前で、東北地方整備局長などに対して要望活動を行っておりまして、そのほか、県、国、町の関係部署と定期的に協議を、対策についての協議を重ねているところでございまして、今後ダムをうまく生かしていければと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 今、鳴瀬川ダムの関係で、ピーク時には700人、いやそれを超える人が来るかもしれないとあったわけですけども、できるだけ地元泊まさせていただくように、ひとつお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、移住定住対策として、中新田・小野田地区で実施されました広原スマイルタウン、また、下原レインボービレッジ、こういったのがありますけれども、町有地の宅地分譲事業について、宮崎地区で実施する考えはあるものか、この辺お伺いをしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

現在お話があったとおり、宅地分譲事業については2か所で実施をさせていただいたところでございます。現在、それで宮崎地区でというお話でございましたが、現在私のところで、宮崎地区でというところで計画しているところはございませんでした。

先ほどお話ありました旧家畜市場の跡地、あと中学校の跡地等々、いろいろ地域の方からのご意見もあろうかと思えます。そういったところを踏まえて、町有地、小野田・宮崎に限らず加美町全体で、空いてる町有地の部分につきましては、宅地分譲地として民間が施工するのか、あるいは行政がそういった形で2か所のようにするのか、そういったところの論点もあろうかと思えますので、そういったところは、加美町全体を見ながら検討していく必要があるのかな

と思っております。

ただし、現在ですな加美町、民間事業所の方々が大分宅地を分譲していただいている状況もございました。そういったところの民間事業の事業等々、そういったところも見定めながら、併せて検討していく必要があるのかなと感じております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 次に、空き家・空き店舗の関係についてお伺いしますけれども、実はこの関係で数点、再質問用意していたわけですがけれども、先ほどの12番議員の質問の中でほとんど出てしまいました。そこで、一つだけお伺いしたいと思います。

現在、中新田地区の商店街で検討されている、民間活力を導入した公的賃貸住宅等の整備、この状況といたしますか概要といたしますか、この辺お伺いしたいと思います。今検討されているはずだと思いますけれども。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

西町地区の商店街について、昨年アンケート調査を実施いたしまして、その内容を基にしまして、基本的な構想といたしますか、計画を策定中、検討中という段階でございます。

来年以降、具体的に民間活力を導入した事業の実施についてさらに進めていくというような、今、状況でございます。

それに当たりまして、来年度そういった国の補助金等々を活用いたしました調査というものも実施をしたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ちょっと時間の関係もありますので、2つ目に移りたいと思います。

農業振興方策についてということで。

日本の人口減少は、今後さらに加速していくものと見込まれており、国内の農林水産物についても、市場規模の縮小は避けられない状況にあります。

このような中で、町長が目指す加美町産農産物の輸出により農家の収入増加を図ることは有益であると思われませんが、現状では、物流や検疫等にかかる手間とコストを考慮すると、輸出で利益を上げることは困難と言わざるを得ません。

今後、輸出によって生産者や業者が潤う仕組みづくりが重要であり、生産者の利益と安定的

な輸出が両立できるようにしていくことが必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 農業振興方策について、特に加美町の農産物の輸出に関してのご質問をいただきましてありがとうございます。

私も今回の町政懇談会などでも話をさせていただいておりますけれども、一つのやはり加美町の基盤産業であるこの農業や酪農、または畜産業というものを元気にしていくための一つとして、当然に農家の収入のアップということをしていかなきゃいけないというふうに考えており、一つの打開策として、農家の加美町の農産物の輸出といったようなことを目標に、これから行動を起こしていきたいというふうに考えております。

議員ご指摘のようにですね、明日あさってにでも、いきなり農家に収入アップとなるようなことではなかろうとは思いますが、中長期に見て考えていったときに、今から手づるというんでしょうか、その方法論を確立していきたいというふうに考えている次第でございます。

現状を踏まえて、ちょっと用意させていただきました答弁書を拝読させていただきますけれども、現在、農業、農家の皆様、飼料や肥料などの生産資材の価格の高騰であったりとか、または農家の高齢化、人口減少による担い手不足など、農業を取り巻く状況が依然として厳しい状況にある中におきまして、稼げる農業、食える農業を目指し、国内の市場だけでなく、海外の市場にも目を向けなければならないと考えております。

具体的な輸出計画についてはこれからになりますけれども、輸出先の一つとして台湾が有望ではないかと考えております。それはなぜかといいますと、加美町出身のいがらしみきお先生の作品、「ぼのぼの」が台湾でも放送されるようになり、韓国ともに大変人気が出ておること、コロナ禍前、宮城県における国籍別外国人宿泊者数は台湾が最も多く、仙台空港においても台湾の定期便が再開していること、また、中新田商店街の今後観光地化ということも目指しておりますけれども、観光のインバウンド対策として連携して取り組んでいくには、今のところ様々な面から台湾がひとついい国ではないかというふうに考えており、農産物の輸出ということに関しても、まずはこの台湾戦略、台湾へのパイプというものを構築していきたいというふうに考えております。

また、宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略におきましては、輸出基幹品目である水産物、米、牛肉、イチゴ、日本酒を掲げております。今後、このように戦略を定めている県や、農林水産省、日本貿易振興機構等の関係機関や生産者、農協と積極的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

なお、付け加えさせていただきますと、明日よりですね、12月7日より産業振興課の職員1名と、薬業振興公社の社長さん、阿部社長がですね、台北で開かれます交流会みたいなのに出席して、加美町のブースも展示品、ブースとして用意させていただくといったような形で、今回、台湾との少しずつパイプを広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 今、答弁いただきましたけれども、これから進めていくんだということでもあります。

町長は選挙戦において、農業復興の切り札は農産物の輸出ということを訴えてきました。また、地元JAと商品開発をして、ジェトロと連携し販売ルートなどの町独自の土台づくりをしていくと訴えてきたわけですがけれども、これジェトロなんかと話をしているのでしょうか。これからでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私になってから直接、これまでのジェトロとの付き合いというのは、当然、担当職員とかありますけれども、私になってからまだジェトロとは。この前、JA加美よつば組合長とJA加美よつばの幹部職員の皆さんと話をし、意見交換をする機会、私が就任して以降初めて行いましたけれども、この辺の輸出に関する話に関しても、私はこう考えるんだというようなこと、話をさせていただいているといったような段階でございます。

一つ期待としまして、農水省のほうでも2030年までに、日本からの農産物の輸出額ですか、また加工品に関わる輸出額というものを、5兆円を目指していくということで、現在1兆5,000億円ですので、その3倍、この7年間3倍ぐらい目指していくといった野心的な目標を立てております。様々てこ入れも、国としても大きく始まっていくといったようなこともあるかと思っておりますので、そのような動向を見極めていきたいというふうに思っております。

ただ、一方で、これも議員よりも先にご指摘いただきましたけれども、検疫等とか、国ごとによって違いますので、できるだけコストがかからず、検疫の緩い国であったりとか、様々好まれる、向こうでニーズされるような農産品は何かといったようなリサーチもしっかり必要だと思っております。

このようなセットアップを内部で行いつつ、これはまだ本格化したことではありませんけれども、私としては農産物輸出対策室などを組織させてもらえればうれしいなというようなことを、常日頃から最近意思として伝えていること、そのようなものができていって、ジェトロと

の交渉も、次年度から本格的にやっていきたいといったようなスケジューリングでは、頭の中で描いている次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） それでは、加美町単独による農産物の輸出はかなり困難じゃないのかなと思われまじけれども、そうしますと、今のところ生産者であるとか集荷・流通団体と、こちらの協議、調整はまだ進んでいないということですね。そしてJAさんともまだ進んでいないと。分かりました。

それでは、同じようなことになりますけれども、宮城県の輸出基幹品目、5つあります。水産物、米、牛肉、イチゴ、日本酒あるわけですがけれども、宮城県の基幹品目としてなっている中で、加美町単独による輸出はどうかかなと思うんですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

加美町単独での輸出ということでございますけれども、まず品目として米でございます。今年度ですね、輸出向けに作付された米、加美町内で約13ヘクタールでございます、67トンほどを輸出するの事を農協のほうから聞いております。

品種的にげんきまる、それからひとめぼれ、この2品種を輸出しているということで、げんきまるにつきましては全農経由で輸出、ひとめぼれにつきましてはJAから民間企業を通じて輸出しているということで、主な輸出先といたしましては、シンガポールや香港というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 具体的な成果が表れる時期、いつ頃を想定されていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これもタイムスパンを、タイムスケジュールを考えながらしっかりやれというご激励だと思うんですけれども、一つの目標としまして、次年度におきましても、台湾でまた同じような物産展が開催されます。そのときに、先般も今回出向します職員にも言ったんですけれども、今回は日本酒をですね、阿部社長も含めまして4人の方が2本ずつ持って、飛行機で運んで、向こうで展示するといったような、少々無理なことをしていただいているわけなんですけれども、大崎市などはですね、向こうに出しておりますから、向こうの販売店から、台湾内で大崎市のものを買い求めて、それを展示するといったようなスキームで今回展示

するというお話を聞いています。願わくは、来年の同時期に、この加美町産の、それが何かになるかはまだしもですね、そういうふうな小さなものでも構いませんし、何か1つでも2つでも、向こうのバイヤーの方から買い取れるような、そして展示できるようなことを目標にしたいねといったようなことは話しておったような段階でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 加美町産の牛肉ですけれども、出荷はJA加美よつばを通して、大半が東京食肉市場へ出荷されているようですけれども、海外へのお荷は今のところがないということではよろしいのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

牛肉につきましては、大半、ほとんどが東京の市場へ出荷ということで、肥育生産農家も町内9戸ということで、生産量も百三十数頭ということでございまして、大半は東京市場のほうに出荷している状況で、輸出までは至っていないということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 取りあえず当分は米だけ、米を中心に考えていくと、このようなことでよろしいんですね。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） というのが先ほどの牛肉の現状でございますけれども、先般、これも別枠で、先ほどの組合長との話とはまた別で、畜産担当の方とももうお話をする段にありました。でもやっぱり、先ほども言いました農林水産省あたりがこれから推していくという品目の中には、当然に牛肉、日本酒、そして米粉製品という3品を推していくといったような方策にいるということから、やはり牛肉も私は何らかの、まだここで何らかのってしか言えないのは残念なことではございますけれども、やはり加美町産の牛肉として出していける方法も、やっぱり模索していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

私自身もですね、加美町というのはやはり世界農業遺産の地、最近ところどころでは世界農業遺産の奥座敷でアピールできないかなというふうに思っておりますので、そういう意味で、ある意味世界的な認定を受けた地であるといったことは、ブランド化には必ずプラスになると信じておりますので、そんなようなこともしっかりと、ゆっくりかもしれませんが、着実に考えていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 3つ目に移りたいと思います。

町民研修用バスについて。

町民研修用バスについては、旧3町から1台ずつ引き継いで使用しており、購入から20年以上経過している。しかし、町民研修用バス3台のうち2台は故障しており、1台のみ稼働している状況にある。

災害時の輸送手段としても有効なバスの保有について、今後どのようにするか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 町民研修用バスについてのご質問にお答えさせていただきます。

町民研修バスにつきましては、合併前の旧町時代から運行されておりました、加美町となつてからも町内公共団体の視察や研修、公的使用に供する輸送手段として、あゆかぜ号、かもしか号、友愛号の大型バスを引き継いで運行しております。

3台の研修バスにつきましては、初年度登録から20年以上が経過し、これまで部品の交換等の修繕を行いながら運行してまいりましたが、車両の経年劣化により、令和5年4月にかもしか号、10月には友愛号を運休させる状況となっております。現在はあゆかぜ号及び運行委託業者が保有するマイクロバスの2台で運行しておるとというのが現状でございます。

しかし、あゆかぜ号につきましても、空調及びオイルタンクの腐食が進んでおり、同様な問題を抱えていることから、令和5年12月までの運行とし、令和6年から運休せざるを得ない状況となっております。

研修バス事業の見直しにつきましては、令和5年第1回定例会におきまして、住民サービスを低下させることなく、町の財政負担や職員の業務負担の軽減を図るため、町がバスを購入して管理するこれまでの形から、業者のバスを借り上げて運行する業務形態に見直しを行うという答弁をしておりましたので、担当課の企画財政課では、これまで関係各課と協議を行いながら見直しを進めてきたところでございます。

見直しの具体的な内容につきましては、本議会が終了した後に議員の皆様にご説明し、ご意見をいただきながら進めたいと考えております。

次に、災害時の輸送手段として町が保有するバスを使用することにつきましては、貴重なご意見であると受け止めております。研修バスは現在見直しのため、詳細には説明いたしません、その方向で検討していきたいと考えております。

町では研修バスのほか、住民バス、マイクロバス3台、ハイエース5台、社会教育バス、マイクロバスが3台、スクールバス14台を所有しております。

現時点において、住民バス運行契約等に、災害時における車両及び運転協力に関する条項等が含まれていないため、委託業者との契約更新時に、災害時の運転協力についての協議を行いながら、災害時における町民の輸送体制の整備についても考えてまいります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 研修バスですけれども、私は通告したのは、もしかして廃止になるのではないかと。その下で通告したわけですけれども、今の答弁聞きますと、何とか廃止をしない方向なのかなと解釈をしたんですけれども、その辺どうでしょうか。これから検討するんでしょうけれども。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

今年の3月の定例会のときにですね、研修バスについては見直しを行って、令和5年度中に検討して、その内容について議員様方にご説明をしながら、新しい形をとということで考えておりました。

今回、ご質問ございましたけれども、今後12月から1月にかけての全員協議会等で、その内容につきまして詳しくご説明したいなというふうには思ってございましたが、研修バス事業につきましては、町が保有しますと、1台4,000万円、5,000万円かかるような大型バス、そういったものを購入しての、職員が取次ぎをして、そして運行するっていうことになると、非常にコストがかかりますので、それを半分にするような形での運行を、業者と委託しながら検討しているということでございます。

研修自体は、これまでと同じような形で運行できるようにしている、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 災害時の輸送関係ですけれども、住民バス運行契約における車両及び運転協力に関する条項が含まれていないのであれば、契約更新を待たずに、早急に契約変更を行い、災害時の輸送体制の整備を図るべきではないのかなと思いますけれども、この辺どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

先ほど町長のほうからも、町の保有するバスにつきましては、研修バスのほかに、スクールバス14台、それから社教のバス、マイクロ3台ということで、そういった町直営でやっているバスもございますので、そういったところは災害等に対応できる十分なバスになろうかと思えますし、先ほど町長申し上げたとおり、新たな運行体制になったときにつきましては、委託業者等の災害時の運送協定なども結ぶ方向で検討はしているということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） この研修バスですけれども、この運行に伴う町内事業者への委託ですけれども、これは一つの会社に決めていると、決めてるといふか何でしょう、表現、どのような表現したらいいかあれなんですけれども、一つの会社を専属に想定されているものか、あるいは見積りなんか取って決めていくものか、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

加美町の指名業者ということで、町のほうに登録している業者の中から、委託業者については選定すると。契約業者指名委員会の下で審議された上で業者を決めていくというスタンスで、業者についてはそのようなスタンスで選定するということを想定しております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 今の時間45分で、ちょっと終わりの早いかなと思うんですけども、実はこの研修バス、廃止されるんだらうと。それをしない方向で一般質問しようと思ったわけですけども、何かいい方向でいきそうな感じもあるので、この辺で終わりたいと思います。

終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、11番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場へご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後4時06分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月6日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 一條寛

署名議員 伊藤信行

